

別添資料

平成24年3月 策定
平成27年3月 改訂
平成30年3月 改訂
令和5年4月 改訂

とっとり若者 自立応援プラン

みんなで支える若者の巣立ち！

改訂版



令和5年4月
鳥取県

目 次

第1章 計画の改訂にあたって

- 1 とっとり若者自立応援プランとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 今後の取組に向けた推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 施策の展開

- 1 子ども・若者の巣立ちを応援
 - (1) 心身ともに健やかな成長を促す環境づくり・・・・・・・・ 5
 - (2) 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備・・・・ 14
 - (3) 互いに支え合う関係づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (4) 職業生活のスタートを応援・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 困難な状況からの自立を支援
 - (1) 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援・・・・ 26
 - (2) 支援の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45

【資料編】

- 各種法令等による子ども・若者の年齢区分・・・・・・・・ 49
- 子ども・若者に関する主な相談機関・・・・・・・・・・・・ 50

第1章 計画の改訂にあたって

1 とっとり若者自立応援プランとは

(1) 改訂の経緯

「とっとり若者自立応援プラン」(以下「プラン」という。)は、子ども・若者の育成支援における課題について県の取組方針を明らかにするため、平成24年3月に策定し、これまで二度の改訂を行い、施策を推進してきました。

子ども・若者や家庭を取り巻く環境は厳しさを増しており、子どもの貧困、児童虐待、ひきこもり、自死の問題など多岐に渡っています。

また、未成年でありながら過度な負担を負うヤングケアラーや、社会とのつながりや支援を得られず、孤独・孤立の状態にある子ども・若者の存在が、新たな社会課題として顕在化しています。

このような状況の中、プランの計画期間が令和4年度で終了することから、令和3年7月に県内の児童生徒とその保護者、青年を対象とした「鳥取県青少年育成意識調査」(以下「意識調査」という。)を実施しました。

この意識調査から明らかになった現状・課題等を踏まえて、この度プランの改訂を行いました。

令和3年度鳥取県青少年育成意識調査

<調査方法>

無作為抽出した県内在住の小学2年、小学5年、中学2年、高校2年、左記学年の保護者、青年(19~29歳)、合計5,249名を対象に調査票を配布・回収

<調査内容>

生活習慣、家庭・家族、学校生活、友人関係、地域とのかかわり、進路・職業観、心の状態、非行・被害等

<調査結果>

鳥取県公式ホームページ(とりネット)に掲載

URL : <https://www.pref.tottori.lg.jp/303114.htm>

(2) 主な改訂の内容

- 子供・若者育成支援推進大綱(令和3年4月閣議決定)を勘案し、基本理念に居場所の確保を追加するとともに、新たな課題に係る取組を追加します。
 - ・子どもの権利擁護(アドボカシー制度、子ども見守りサポーターの養成など)
 - ・成年年齢引下げへの対応(消費者教育の推進、普及啓発など)
- 鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例(令和5年1月施行)を踏まえ、取組を追加します。
 - ・孤独・孤立への対応(相談支援体制の充実、人材育成、普及啓発など)
 - ・ヤングケアラーへの支援(相談体制の充実、ピアサポートの推進など)
- 意識調査の結果から明らかになった課題への対応を追加します。
 - ・SNS上での誹謗中傷、自画撮り被害対策など

(3) プランの期間

このプランの期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

(4) プランの性格・位置づけ

このプランは、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。

プランは、鳥取県の将来ビジョン、子育て王国とっとり推進指針、鳥取県子どもの貧困対策推進計画等の関連計画と整合するよう策定しています。

なお、国は、こども基本法第9条第1項により「こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項」等について定めた「こども施策に関する大綱（こども大綱）」を令和5年中に策定することとしています。策定に当たっては、既存の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が、「こども施策に関する大綱（こども大綱）」に一元化されることが予定されています。

都道府県では、「こども施策に関する大綱（こども大綱）」を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めることが求められています（こども基本法第10条第1項）。

国の動きを踏まえ、本県の他のこども施策に係る計画（子育て王国とっとり推進指針、鳥取県子どもの貧困対策推進計画）と本プランの一元化を検討します。

(5) プランの対象

このプランの対象とする範囲は、概ね10～20歳代までの全ての方及び30歳代であって経済的、社会的自立に困難を有する方とします。

また、本プランにおいては、「子ども」「若者」「青少年」をそれぞれ以下のとおり定義します。なお、子ども・若者の呼称・年齢区分は法令や施策等により様々であり、複数の用語を使用しています。（参考資料：「各種法令等による子ども・若者の年齢区分」P47）

子ども：小学生までの方及び思春期（概ね中学生から概ね18歳までの方）の方
なお、法令等で「子供」、「こども」と表記されている場合を除き、本プランでは、「子ども」と表記しています。

若者：思春期の方及び概ね18歳から概ね30歳未満の方。施策によっては、40歳未満までの方を含む

青少年：18歳未満の方（鳥取県青少年健全育成条例による）

※思春期は、子どもから若者への移行期として、「子ども」、「若者」それぞれに該当する場合があります。

2 基本的な考え方

鳥取県は、人と人、人と地域の結びつきが強く、「顔が見える関係」が残っています。また、子ども・若者を支援する関係機関も、コンパクトな県であることから「顔が見える関係」を築きやすい条件にあります。

こういった鳥取の特性や強みを積極的に活用し、鳥取らしい子ども・若者が社会へ巣立ち、羽ばたくことのできる環境を目指します。

(1) 経済的、社会的自立のできるたくましい子ども・若者の育成

- 子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、被害者にも加害者にもならず安心して生活できる環境の整備を目指します。
- 子ども・若者が芸術、文化、スポーツ等様々な事柄について伸び伸びと挑戦し、体験を積むことのできる環境を目指します。
- 社会に関わりながら様々な体験を積むことにより、子ども・若者が地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組みやすい機会や環境が整備された状態を目指します。
- 職業生活のスタートを応援するため、若者の就職等に向けての意識、能力の向上と雇用機会の確保を目指します。

(2) 困難な状況にある子ども・若者が安心して相談できる相談機能の充実・整備

- 貧困、不登校、ひきこもり等様々な困難な状況にある子ども・若者が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を目指します。
- 困難な状況にあるときに、年齢や状況に応じて適用される制度や法律が切り替わっても、適切な支援を途切れずに受けられる状態を目指します。

3 今後の取組に向けた推進方策

(1) 推進体制

子ども・若者の成長と自立の応援にかかわる県の組織が部局横断的に連携を図り、施策間の整合性を図りながら、関係機関と協力してプランの周知や施策の実施に取り組みます。

(2) 点検・評価

今後、令和9年度までの5年間を目処として、第2章に記述する「現状と課題」を踏まえて方向づけた取組を推進し、把握が難しい困難な状況にある子ども・若者の状況についても実態の把握に努め、必要な見直しを行います。

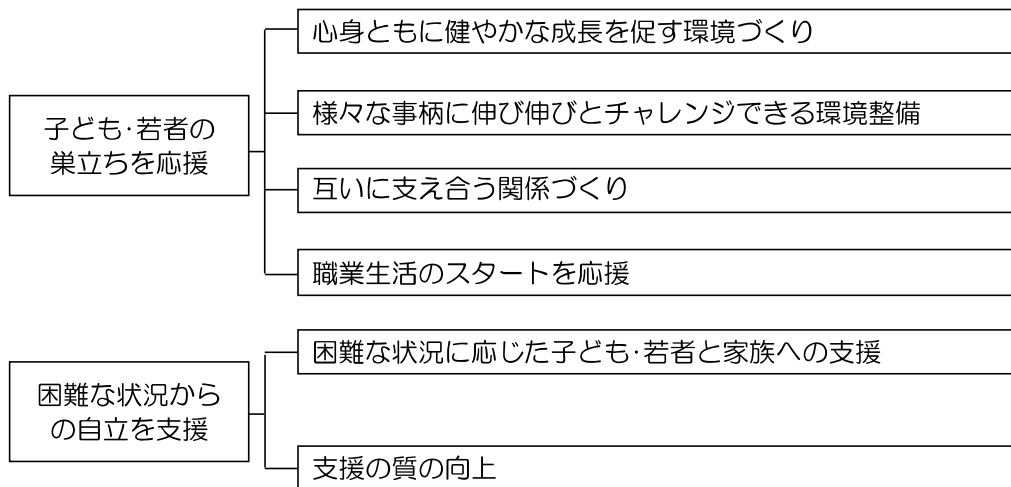
なお、鳥取県青少年問題協議会を中心に、プランに掲げる取組の実施状況を継続的に点検してプランの進行・評価を行い、その内容について公表します。

第2章 施策の展開

【基本理念】

人と人、人と地域の結びつきが強い鳥取県の特長や強みを生かし、子ども・若者が自らの居場所を得て社会に巣立ち、社会に羽ばたくことのできる環境を目指します。

【プランの体系】



1 子ども・若者の巣立ちを応援 (1) 心身ともに健やかな成長を促す環境づくり

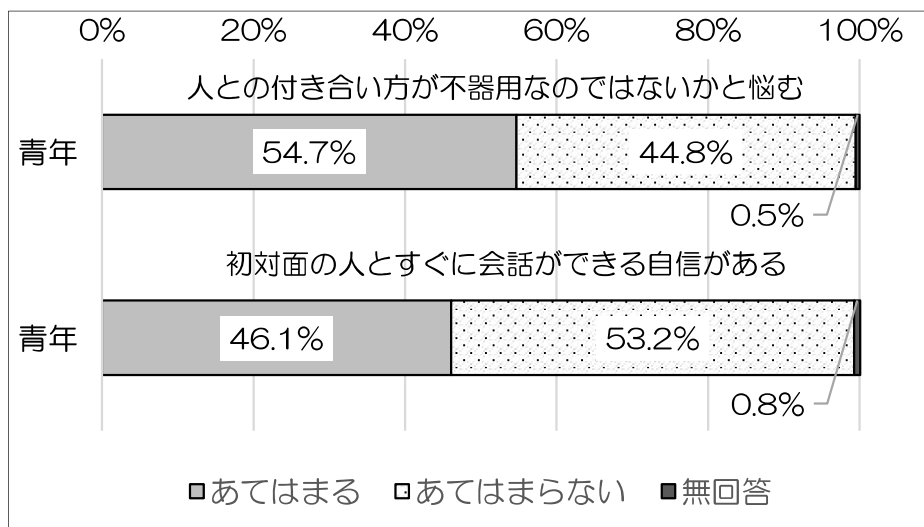
ア 現状・課題

(ア) 基本的な生活習慣の形成

情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行するなど、子ども・若者を取り巻く状況は大きく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響下において、多くの子ども・若者が不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、さらに深刻さを増しています。

このような状況において、子ども・若者が社会の変化に対応し、心身ともに健やかに成長していくためには、その基礎となる基本的な生活習慣の形成が不可欠であり、子ども・若者の日常の生活能力やコミュニケーション能力等を育てていく必要があります。

青年の対人関係への意識（鳥取県）



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

(イ) インターネットの利用環境

インターネットは、生活の中で日常的に利用されています。意識調査によると、小学5年で1割、中学生以上で3割が、「一日に3時間以上インターネットを利用する」と回答しており、インターネット利用の長時間化傾向が見られます。

一日のインターネットの利用時間（鳥取県）

選択肢	小学5年		中学2年		高校2年		青年	
	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度
30分よりも少ない	7.5%	26.8%	1.3%	14.0%	0.5%	2.3%	0.0%	3.7%
30分以上～1時間未満	18.2%	32.7%	8.8%	17.8%	1.7%	9.0%	4.3%	19.4%
1時間以上～2時間未満	27.3%	20.3%	17.1%	27.2%	12.0%	29.4%	14.4%	26.3%
2時間以上～3時間未満	13.5%	7.3%	19.1%	14.9%	17.6%	20.7%	20.5%	22.8%
3時間以上～4時間未満	7.5%	4.4%	11.1%	10.5%	9.8%	13.8%	10.9%	12.5%
4時間以上	8.8%	6.5%	19.1%	15.3%	22.3%	24.8%	28.0%	15.1%
無回答	17.1%	2.1%	23.6%	0.2%	36.0%	0.0%	22.0%	0.3%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

子ども・若者の間にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が急速に広がる中、SNSを利用して特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われる「ネット上のいじめ」が大きな問題となっているなど、インターネットの利用の仕方によっては誰もが被害者にも加害者にもなってしまう危険があります。

また、SNSに起因する児童ポルノ事犯や子どもが自らの裸体等を撮影し、メール等で送信させられるいわゆる「自画撮り」被害が発生するなど、SNSに起因する子どもの犯罪被害が発生しています。

自画撮り画像の要求（鳥取県）

選択肢	中学2年		高校2年	
	提供を求めた経験	提供を求められた経験	提供を求めた経験	提供を求められた経験
ある	0.7%	1.9%	1.2%	2.7%
ない	97.6%	97.6%	97.8%	96.9%
無回答	1.7%	0.5%	1.0%	0.5%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

インターネット利用に伴う危険を防ぐために重要なペアレンタルコントロール（※1）について、「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（警察庁）」によると、全国で「SNSに起因する犯罪の被害にあった子どもの8割以上がフィルタリングの利用がない」状況となっています。

本県では、意識調査において「インターネットの危険性を教えている」、「フィルタリングを設定している」との回答が多く、家庭において一定の取組が行われていると考えられますが、引き続き、ペアレンタルコントロールについて、周知していくとともに、子どもにマナーや情報モラルを教えるなど、インターネットの安全な利用について啓発していく必要があります。

家庭でのインターネット利用（鳥取県） 【複数選択】

選択肢	小学2年の保護者	小学5年の保護者	中学2年の保護者	高校2年の保護者
インターネットは利用させない	15.9%	4.4%	1.8%	1.8%
利用できる時間（長さ）を決めている	52.7%	55.2%	35.7%	36.4%
利用できる時間帯を決めている	20.4%	29.1%	32.9%	34.0%
利用できる場所を決めている	27.8%	31.2%	32.9%	33.5%
保護者と一緒に利用している	27.1%	13.9%	9.0%	9.2%
フィルタリングを設定している	20.4%	29.6%	37.0%	38.0%
インターネットの危険性を教えている	26.8%	43.6%	48.3%	49.6%
特にルールはない	4.8%	4.9%	10.3%	10.8%
その他	2.6%	2.3%	2.3%	2.6%
無回答	0.7%	1.5%	0.5%	0.5%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

※ ペアレンタルコントロールとは（鳥取県青少年健全育成条例第12条の2）
 青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が次に掲げる措置をとること

- (1) インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること
- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること
- (3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧や視聴を防止すること
- (4) その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置

(ウ) 薬物乱用

危険ドラッグに対する規制が強化された結果、危険ドラッグの流通は大きく減少する一方で、全国的に大麻の乱用が増加しています。

インターネット等で、大麻は酒・タバコよりも害が少ないなどの誤った情報が拡散されており、若者を中心とした県民に正しい知識を普及啓発していく必要があります。

意識調査では、前回調査（平成28年度）と比較すると、全ての年代において「よく知らない」との回答が減少し、「怖さをよく理解しているため、使用しない」との回答が増加している。一方、「少し興味がある」、「大いに興味がある」と回答した割合は、中学2年で1.9%、高校2年で0.9%、青年で1.3%であるため、今後も継続して薬物乱用の有害性・違法性について注意喚起していきます。

違法薬物への意識（鳥取県）

	中学2年		高校2年		青年	
	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度
怖さをよく理解しているため、使用しない	63.9%	56.6%	69.2%	66.6%	63.2%	61.4%
よく知らない	6.3%	28.8%	5.8%	21.7%	6.3%	28.1%
知っているが全く興味がない	26.9%	12.7%	23.5%	8.9%	29.0%	8.7%
少し興味がある	1.2%	0.6%	0.7%	1.6%	1.0%	0.8%
大いに興味がある	0.7%	0.9%	0.2%	0.9%	0.3%	0.0%
無回答	1.0%	0.4%	0.5%	0.2%	0.3%	1.0%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

(エ) 児童虐待

児童虐待の背景としては、経済的困窮に加えて、DV、親の精神疾患等の問題を複合的に抱えている世帯の増加、さらには虐待の連鎖も加わっているものと考えられます。

今後も児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要があります。また、児童相談所、市町村、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要です。

(オ) 消費生活上のトラブル

本県の消費生活センターでは、10代、20代の若者の消費者トラブルに関する相談が毎年約150件寄せられており、相談数は成年を境にして増加する傾向にあります。相談内容の特徴として、インターネットを介した副業やもうけ話、動画コンテンツ・通信販売商品の購入トラブルが多くみられます。

また、成年年齢が18歳に引き下げられ、若年者が主体的に社会活動に参加できるようになる一方で、社会経験の少ない若年者の契約トラブル等が懸念されています。消費者としての責任を認識し、社会の一員として自立した消費者を育成するとともに、若年者の消費者被害を防止することが重要であり、引き続き、消費者教育の強化・充実が必要です。

(カ) 交通安全

本県では鳥取県支え愛交通安全条例を制定し、障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者の交通安全の確保に向けた機運の醸成を図り、交通事故のない鳥取県の実現を目指しています。

子どもが事故に巻き込まれ、被害者となる交通事故が全国的に発生し、社会的にも大きな反響となり、各種対策が急がれています。児童生徒の通学路や未就学児が日常的に集団で移動する経路等について、学校や地域ぐるみ等で安全点検を行い、ソフト・ハードの両面で安全対策を推進する必要があります。

また、自転車運転中に右側通行、歩道通行、交差点等での一時停止をしないなど、自転車走行のルールを守らないことにより自転車利用者が主な原因となる交通事故が発生しており、子ども・若者が被害者となるだけでなく、場合によっては加害者となってしまいうケースもあります。

さらに、自転車利用者は交通事故に遭遇した際に、頭部損傷の被害を軽減して死亡事故等重大事故となることを防ぐため、ヘルメットを着用する必要があります。

交通事故の防止のためには、交通安全意識を普及させるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進することが重要です。

(キ) 様々な不審者事案や犯罪、性被害

子どもが見知らぬ者からいきなり声をかけられる、つきまとわれる、カメラやスマホ等で撮影される・撮影されそうになるなど、誘拐事件や性犯罪等の前兆と思われる事例が散見されることから、事件を未然に防止するための防犯活動を促進する必要があります。また、令和3年度の本県の自転車の無施錠による盗難被害の割合は73.8%（鳥取県警察調べ）と、全国平均の61.7%（警察庁調べ）を上回るなど、自主防犯意識が低い傾向に見られることから、県民の自主防犯意識を向上させる取組が必要です。

子どもの性被害については、「令和3年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（警察庁）」によると、児童ポルノ事犯の被害児童数は、1,458人で前年（1,320人）よりも増加し、被害の態様は「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」が最も多く、だまされたり、脅されたりしてメール等で送られる被害が深刻な状況にあります。

性被害は外部から気付きにくく、恥ずかしさや恐怖などから、被害者自身が告白できない状況があるほか、被害者が子どもの場合、本人が性被害を受けたと認識できないことも考えられます。家庭、職域、地域等あらゆる場面において子ども・若者を性被害から守る環境を整備することが必要です。

(ク) デートDV

「男女間における暴力に関する調査（令和3年 内閣府）」によると、10歳代、20歳代の頃に交際相手がいた（いる）という人のうち、当時の交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされたことが『あった』という人が、全国で女性16.7%、男性8.1%ありました。思春期や青

年期等の若い恋人の間でもDV(※) (デートDV) が発生しており、若年者に向けたDV (デートDV) の防止啓発の取組の充実が必要です。

※ DVとは

ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力

(ケ) 労働関係トラブル

鳥取県中小企業労働相談所(愛称:みなくる)に寄せられる労働相談の件数は年間2,000件を超える高止まりの傾向にあります。近年の若者の相談では、労働条件やルールについての理解が不十分なために、安易に仕事を辞める等の事例が多くなっています。その他、賃金・労働条件等をめぐるトラブル等今後増加することが予想されますので、引き続き相談体制の充実や事業所内での研修が必要です。

(コ) 妊娠・出産に関する課題

鳥取県の20歳未満人工妊娠中絶実施率(女子人口千対)は減少傾向ですが、子ども・若者は性に関する様々な情報に容易に触れることができる環境にあります。健やかな妊娠・出産を向かえるために、性に関する適切な知識を伝えることが求められています。

20歳未満人工妊娠中絶件数(鳥取県)・実施率(全国・鳥取県)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
実施件数 (鳥取県)	84件	73件	71件	53件	42件
実施率 (鳥取県)	6.5%	5.6%	5.5%	4.4%	3.5%
実施率 (全国)	4.8%	4.7%	4.5%	3.8%	3.3%

※鳥取県の20歳未満人工妊娠中絶率が最も高かったのは平成13年の21.5%

資料:「令和3年度衛生行政報告例」(厚生労働省)

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が、健やかに成長しながら社会の一員として、たくましく生き抜く力を身につけていくためには、基本的な生活習慣の形成が必要となります。

家庭だけでなく、地域、学校、民間団体等の協力を得ながら、社会全体で子ども・若者を育む体制づくりに向けた取組を推進します。

【取組施策】

- 地域、学校、社会教育団体の連携・協働による子ども・若者の育成（PTA活動、青年団活動、ボランティア活動の活性化）
- コミュニケーション能力の向上、体験活動の機会の提供、子ども会活動の活性化
- 人間関係を築く力・学ぶ意欲の育成、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、「子育て環境日本一」に向けた少人数学級の推進
- 子ども・若者の安心安全の確保（インターネット利用に起因するトラブル、児童虐待、犯罪・性被害、成年年齢引下げに伴う消費者トラブル等）

(ア) 啓発による子ども・若者の被害・加害の防止

【取組の方向性】

子ども・若者本人はもちろん、保護者に対しても、危険に関する事柄や安全に生活するために必要な事柄に関して、また、人権や性に関して理解を深めるための教育・研修・情報提供を進め、トラブルの未然防止を図ります。

【取組施策】

- インターネット上の危険への対策
 - ・ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する講演会等の実施（未就学児の保護者も対象とし、ペアレンタルコントロールの定着を促進）
 - ・電子メディア利用の低年齢化が進んでいることから、乳幼児保護者やこれから親になる者、乳幼児教育関係者を対象とした啓発活動の実施
 - ・幅広い層の保護者等を対象にした電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発イベント等の実施
 - ・関連機関が連携し、店舗や街頭におけるペアレンタルコントロールの周知・促進活動の実施
 - ・学校教育における情報モラル・メディアリテラシー（※1）に関する学習
 - ・講師派遣によるPTAや地域の大人を対象とした研修会の実施
 - ・子どもたちが主体的に電子メディアとの関わり方について考え、大人と子どもがその考えを共有する取組の実施
 - ・子どもたちが電子メディアの使い方を振り返ったり、家庭や学校で話し合っただけルールを決めたりできる教材の作成
 - ・情報モラル、メディアリテラシー、デジタル・シティズンシップ（※2）等の指導ができる民間の専門人材を学校へ派遣し、児童生徒への啓発・学習と教職員教育研修、保護者研修を実施
 - ・自撮り画像の要求行為等のSNSに起因する犯罪の被害の防止、SNSの適正利用に関する啓発を実施（啓発チラシの配布、啓発展示、インターネット広告の配信、SNSトラブル防止標語を活用した啓発）

- ※1 メディアリテラシーとは
インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力
- ※2 デジタル・シティズンシップとは
デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力のこと

- 薬物乱用防止
 - ・子ども向け薬物乱用防止対策リーフレットを作成し、学校等へ配布
 - ・学校等における薬物乱用防止教室を実施
 - ・「ダメ。ゼッタイ。」街頭キャンペーン等の啓発活動を実施
- 児童虐待防止
 - ・児童虐待の予防、早期発見に向けた効果的な啓発活動の実施
- 成年年齢の引下げに対応した消費者教育の推進
 - ・学校や関係機関が一体となって成年年齢の引下げに対応した消費者教育を推進
 - ・消費生活に関する基礎知識を習得できる機会の提供（とっとり消費者大学の開催・公開講座のオンデマンド配信）
 - ・SNSを活用した成年年齢引下げに伴う消費者被害の防止（高校生等への啓発動画の募集、広報コンテンツの作成・発信）
 - ・県内高等教育機関と連携し消費者問題に関する専門的な講座を実施
 - ・学校等に講師を派遣し、消費者トラブル防止のための授業を実施
- 交通安全対策
 - ・警察本部・各警察署等による交通安全（安全な歩行、自転車・自動車の安全運転）等の指導の実施及び県警ホームページによる情報提供
- 様々な不審者事案や犯罪被害、性被害の防止
 - ・地域の「ながら見守り」の推奨、県、警察本部のホームページ等を通じた不審者情報や防犯対策等のお知らせ
 - ・声かけ・つきまとい等に対応する正しい防犯知識の習得と関係機関・団体・地域住民等と協働した犯罪防止活動を推進
 - ・性犯罪・性暴力等の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子どもの発達段階に配慮した教育・啓発の充実
 - ・性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）の24時間・365日の電話相談対応の実施（性暴力被害全国共通短縮ダイヤル#8891（はやくワンストップ））
 - ・警察本部による24時間・365日の電話相談対応の実施（全国共通性犯罪被害相談電話ハートさん#8103）
 - ・性暴力被害者が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができる被害者の早期回復に向けた支援の充実
- デートDVの防止
 - ・高等学校等におけるDV予防啓発支援員によるデートDV防止啓発の出前講座の実施
 - ・地域や職場で行われる研修等に、DV予防啓発支援員や婦人相談所職員等を講師として派遣
- 健やかな妊娠・出産を応援
 - ・思春期教育、妊娠・避妊・婦人科疾患等に関する健康相談・出前講座を実施
 - ・不安や負担を抱えた妊婦等が利用しやすい相談窓口設置やインターネッ

トの利用を意識した相談窓口、支援内容の周知

●共通

- ・街頭啓発や、様々なメディアを使った啓発の実施

(イ) パトロール等による子ども・若者の被害・加害の防止

【取組の方向性】

防犯ボランティア団体等が行う自主防犯パトロール活動や、少年補導センターによる街頭補導を推進します。また、インターネット上のトラブルを防止するための監視を実施します。

【取組施策】

●非行の防止、立ち直りの支援

- ・街頭補導等を行う県内の少年補導センターの活動への助成
- ・児童生徒を対象とした非行防止教室の実施
- ・深夜営業事業者と協力した、保護者、青少年への深夜外出規制の啓発
(主な相談機関と支援の内容)

警察本部少年サポートセンター、児童相談所における相談、学校や家庭と連携した生活立て直しへの支援等

●地域で行う防犯パトロールの実施

- ・青色防犯パトロール、登下校の見守り活動等の支援

●インターネット上のパトロールの実施

- ・インターネット上のトラブルを防止するため、児童生徒の書き込みを監視（ネットパトロール）し、不適切な書き込み等を学校に情報提供

(ウ) 環境整備による子ども・若者の被害の防止

【取組の方向性】

子ども・若者の被害防止に向けた環境整備を推進します。

【取組施策】

●鳥取県青少年健全育成条例に基づく有害環境の実態把握

- ・青少年健全育成協力員による有害環境の実態把握
- ・カラオケボックス・インターネットカフェ等の深夜営業施設や、インターネット接続機器の販売事業者、携帯電話ショップ、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等への職員による立入調査の実施

●ペアレンタルコントロールの推進

- ・鳥取県青少年健全育成条例に基づき、インターネット接続機器販売店によるペアレンタルコントロールの必要性等に関する説明定着の促進
- ・ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する講演会等の実施（未就学児の保護者も対象とし、ペアレンタルコントロールの定着を促進）（再掲）
- ・電子メディア利用の低年齢化が進んでいることから、乳幼児保護者やこれから親になる者、乳幼児教育関係者を対象とした啓発活動の実施（再掲）
- ・幅広い層の保護者等を対象にした電子メディアとの適切な付き合い方に関する啓発イベント等の実施（再掲）
- ・関連機関が連携し、店舗や街頭におけるペアレンタルコントロールの周知・促進活動の実施（再掲）

- 薬物乱用防止
 - ・鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、「危険薬物」の使用、販売を禁止
 - ・薬物乱用防止指導員と連携し、各学校に対して薬物乱用防止教室を実施
 - ・薬物乱用防止指導員と連携し、薬物乱用防止啓発活動を実施
- 児童虐待防止
 - ・児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制強化及び専門性の向上
 - ・支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の必要な支援を実施
 - ・児童相談所、市町村要保護児童対策地域協議会、保健センター、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びに婦人相談所その他の関係機関との連携を強化
- 消費者被害の防止
 - ・消費生活センターにおける悪質商法、契約トラブル、多重債務（借金）等に対する消費生活相談の充実
 - ・架空請求などの特殊詐欺や霊感商法を含む悪質商法における被害情報や手口の周知、クーリング・オフ方法の助言、法律相談会や日本司法支援センター（法テラス）の紹介等の実施。ホームページやSNSによる注意喚起の実施
- 労働関係トラブルの防止
 - ・コンサルタント（社会保険労務士）の派遣による中小企業への労務管理等のアドバイス実施や労働セミナー開催による働きやすい職場づくりへの啓発活動の実施

1 子ども・若者の巣立ちを応援 (2) 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる 環境整備

ア 現状・課題

(ア) 子ども・若者の体験活動等と自立

意識調査によると、青年の体験活動の経験について、「海、山、湖、川で遊んだこと」、「大勢の友達と集団で遊んだこと」で「ある」と回答した者は、「ない」と回答した者に比べ、「自分には良いところがあると思う」との回答が高い傾向が見られました。

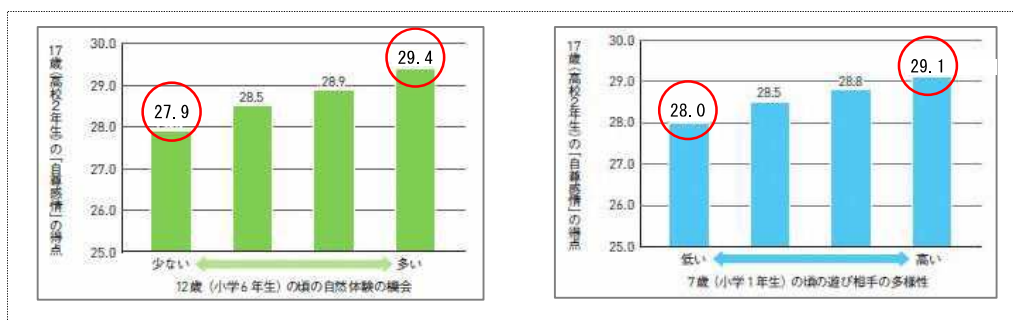
青年の体験活動の経験（鳥取県）

	自分には良いところがある	自分には良いところがない		自分には良いところがある	自分には良いところがない
海、山、湖、川で遊んだ経験有	83.3%	16.7%	大勢の友達と遊んだ経験有	85.3%	14.4%
海、山、湖、川で遊んだ経験無	70.7%	26.8%	大勢の友達と遊んだ経験無	63.0%	35.8%
割合差	12.6	△ 10.1	割合差	22.3	△ 21.4

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

また、「令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告（文部科学省）」によると、「体験活動の機会の多い子ども」や「遊び相手が多様な子ども」は自尊心が高い傾向が見られ、様々な体験活動ができる環境の整備が必要と考えられます。

小学生の頃の体験活動が与える影響（全国）



- ・小学6年時に体験活動の機会の多い子どもは、高校2年時の自尊感情の得点が高い
⇒自尊心の得点：体験活動少ない「27.9ポイント」→体験活動多い「29.4ポイント」
- ・小学1年時に遊び相手が多様な子どもは、高校2年時の自尊感情の得点が高い
⇒自尊心の得点：多様性が低い「28.0ポイント」→多様性が高い「29.1ポイント」

資料：「令和2年度青少年の体験活動に関する調査研究結果報告（文部科学省）」

(イ) 未来を切り拓く力

グローバル化が進む社会においては、語学力に加え、文化的背景を理解し、多様な視点で物事を捉え、チャレンジ精神を持って国際的に活躍できる人材が求められています。

また、日々進展する情報化社会に対応する高度ICT(情報通信技術)人材や、

科学技術で次世代をリードするイノベーション人材の育成も必要とされます。

パリ2024オリンピック・パラリンピック、2025夏季デフリンピック東京大会や鳥取で開催される2033年鳥取国体（国民スポーツ大会）など今後のスポーツ界で活躍する次世代アスリートや、新進芸術家等の輩出も期待されます。

子ども・若者の優れた特性や能力を伸ばすことは、自身の成長だけでなく、周囲や地域の振興にも大きな波及効果があるものと考えられます。

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が社会を切り拓いて、未来に向けて歩いていけるよう、一人一人異なる長所を伸ばし、社会全体で子ども・若者を応援していくことが必要です。

子ども・若者の意見が尊重される環境を整備するとともに、異文化や多様な価値観、伝統・文化への理解、チャレンジ精神を育み、子ども・若者が持続可能な社会の創り手として活躍できる環境整備を進めます。

(ア) 鳥取の良さを生かした、伸び伸びとチャレンジできる環境整備

【取組の方向性】

鳥取の豊かな自然の中で行えるアウトドアスポーツや自然体験をはじめ、多様なスポーツ、文化、芸術、交流、地域づくり、環境配慮活動等、多様な活動が行える場や機会、情報の提供に取り組みます。また、子ども・若者が自由な発想で主体的に活動できる環境の整備に取り組みます。

【取組施策】

- 子ども・若者の意見の反映
 - ・子ども・若者との意見交換等を行い、子ども・若者が意見を表明する機会の確保、意見が尊重される環境を整備
- 活動機会、場所の提供
 - ・地域で子ども・若者が自主的に集い様々な活動に伸び伸びと挑戦できる居場所の整備
 - ・音楽、舞台芸術、美術等のアート活動が行える場や発表の機会、情報の提供（とりアート、県展、ジュニア県展等活動機会の充実、芸術活動の支援）
 - ・演劇体験等によるコミュニケーション力の醸成、コミュニケーションワークショップの実施、演劇公演の鑑賞機会の提供
 - ・まんが王国とっとりならではのマンガ、アニメ、映画等のポップカルチャー(※)に関する活動が行える場や発表の機会、情報の提供（マンガやアニメ等の創作や発表の機会を充実）
 - ・子どもの体験活動の機会を提供
 - ・子ども会活動の活性化
 - ・地域・学校等で様々な体験活動ができるよう、環境の整備や子どものための体験活動を行う団体を支援
- 情報の収集と発信
 - ・子ども・若者が中心となって行う活動や、子ども・若者を対象としたイベントの情報等を幅広く収集
 - ・子ども・若者の活動に関する情報や、自然や食を含めた鳥取の魅力ある資源や環境に関する情報を積極的かつ効果的に発信

- ※ ポップカルチャーとは
一般市民による日常の活動で成立している文化。大衆文化。具体的には、アニメ、マンガ、ゲーム、ファッションや映画等

(イ) 鳥取から未来を切り拓く若者を応援

【取組の方向性】

鳥取から世界に羽ばたき、鳥取と世界の架け橋となることができる国際的な人材を育成するため、語学力、コミュニケーション能力、チャレンジ精神等を培う教育を推進するとともに、多様な文化に触れることのできる環境を整えます。

また、理科や数学が好きな子どもの裾野を拡げ、才能を見いだし伸ばす施策を実施し、科学技術・情報通信等の分野で世界をリードする若者を育成・支援します。

さらに、国際的に活躍する次世代のアスリートや新進芸術家等の育成を図ります。

【取組施策】

- 世界的に活躍するグローバル人材の育成
 - ・国際交流による異文化コミュニケーションの機会を確保
 - ・語学力とともに、幅広い教養、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来様々な分野において国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成
 - ・公立高等学校に、国際バカロレア（IB）教育（国際バカロレア機構が提供する国際的な教育プログラム、IB：International Baccalaureate）を導入し、世界に通用する論理的思考力や表現力、コミュニケーション能力を育成
- 次世代をリードする高度ICT人材、科学技術イノベーション人材の育成
 - ・小中学校におけるプログラミング教育の推進
 - ・科学の基礎を親子で楽しみながら学ぶ体験型ワークショップ等を開催
- トップレベルで活躍する次世代アスリートの養成
 - ・子どもの心身の発達過程において多様な運動スキルの習得に最適な「ゴールデンエイジ（9～10歳）」を対象に、多種目体験により適正な競技種目のマッチングを支援し、次世代のトップアスリートを発掘・養成

■取組事例

いざ世界の大舞台へ！トップアスリート強化支援事業
「鳥取ジュニアアスリート発掘事業」

国際大会等で活躍できる「鳥取育ち」のトップアスリート候補生を発掘し、育成するプロジェクトです。県内の競技団体と連携しながら、小学生の段階で人材育成に取り組みます。

県内全域から優れた運動能力を持った小学4年生を募集し、競技専門分野の体験をはじめ、トップアスリートになるための基礎知識・能力の習得を目指した育成プログラムを実施します。

1年間の育成プログラム後には候補生から「鳥取ジュニアアスリート」に認定され、競技団体に活動することになります。

県内のジュニアアスリートが憧れや目標となる人材育成に取り組んでいます。



1 子ども・若者の巣立ちを応援 (3) 互いに支え合う関係づくり

ア 現状・課題

(ア) 地域での活動やボランティア

地域を支える人財となるには、地域で行われる行事やボランティア活動等を通じて、様々な体験を積み、地域の大人や同世代の友人との絆を深めることが必要と考えられます。

意識調査によると、「地域の活動への参加経験がある」との回答は、新型コロナウイルス感染症により、地域活動が開催されていないことが影響していると考えられるが、前回調査（平成28年度）に比べ大きく減少しています。

また、ボランティア活動への参加状況についても同様の傾向であり、「不参加」との回答が前回調査に比べ増加しており、子どもから若者まで、地域活動やボランティアに参加しやすい環境を整えることが求められます。

地域活動への参加状況（鳥取県）

	令和3年度	平成28年度
小学5年	78.1%	93.6%
中学2年	51.7%	73.1%
高校2年	34.4%	63.7%
青年	32.5%	57.7%

ボランティア活動への参加状況（鳥取県）

		小学5年	中学2年	高校2年	青年
10回以上	令和3年度	5.7%	1.4%	1.2%	1.0%
	平成28年度	9.6%	1.1%	2.5%	2.1%
6～9回	令和3年度	5.7%	1.9%	0.7%	1.0%
	平成28年度	11.5%	3.4%	1.6%	1.0%
3～5回	令和3年度	19.3%	8.9%	3.1%	2.8%
	平成28年度	25.2%	11.1%	3.7%	5.7%
1～2回	令和3年度	23.3%	22.1%	16.5%	15.6%
	平成28年度	27.8%	33.3%	27.4%	21.1%
不参加	令和3年度	41.9%	64.4%	77.0%	78.6%
	平成28年度	24.6%	50.6%	64.4%	68.4%
無回答	令和3年度	4.0%	1.2%	1.5%	1.0%
	平成28年度	1.3%	0.4%	0.5%	1.6%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

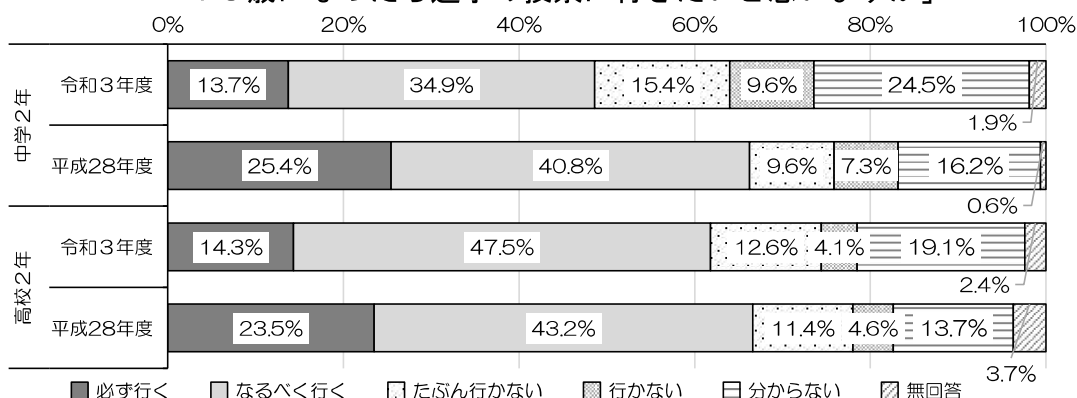
(イ) 地域の将来を担う有権者として

少子高齢化が進む中、若い世代の声を地域に反映させるために、若者が有権者として、地域の事柄を決定する過程に携わることが求められています。

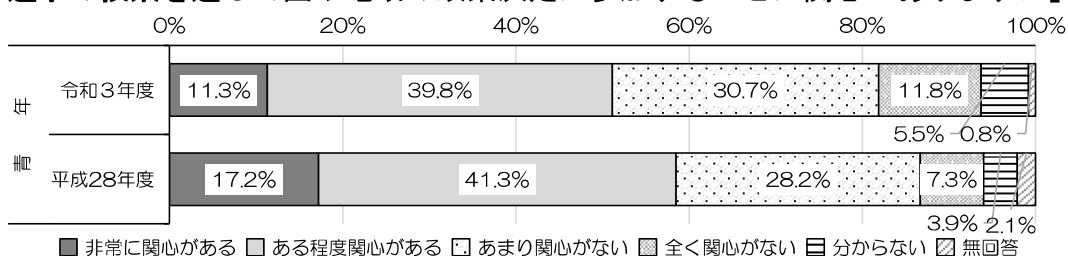
意識調査によると、中学2年の5割弱、高校2年の6割が「18歳になったら選挙の投票に行く（必ず行く、なるべく行く）」、青年の5割が「選挙を通じた国や地域の政策決定の参加に関心がある（非常に関心がある、ある程度関心がある）」と回答していますが、前回調査（平成28年度）よりも回答割合が減少しています。子ども・若者の有権者としての意識を高めていくため、主権者教育の充実が必要です。

選挙投票への意識（鳥取県）

「18歳になったら選挙の投票に行きたいと思いますか」



「選挙の投票を通じて国や地域の政策決定に参加することに関心がありますか」



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が、社会に関わりながら様々な経験を積むことにより、地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組むほか、有権者として行動する環境の整備を目指します。

（ア）地域活動やボランティア等の活動に取り組みやすい環境整備

【取組の方向性】

子ども・若者の地域活動を指導し、支える大人の活動を支援します。

また、全ての子ども・若者に多くの分野のボランティア情報を提供し、マッチングを推進します。

【取組施策】

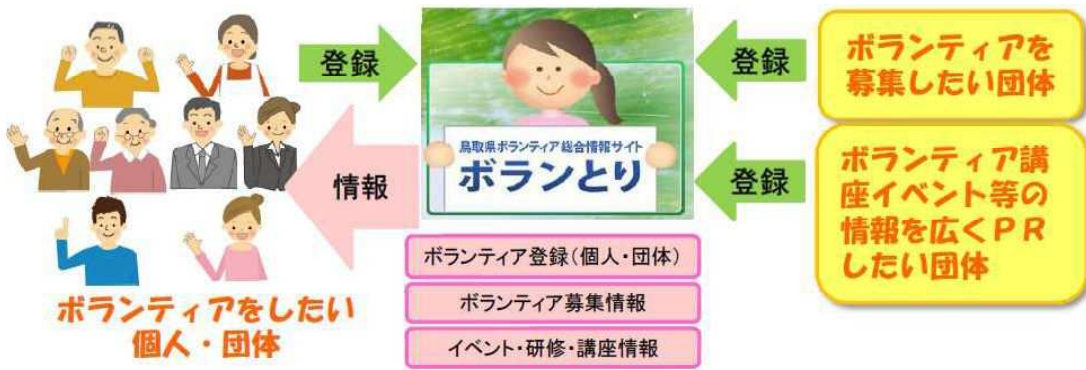
●情報の提供、マッチングの推進

- ・ボランティア情報の横断検索と、ボランティアを求める側が広く募集できるデータベースを整備（「鳥取県ボランティア総合情報サイト『ボランとり』」、鳥取県ボランティア・市民活動センター（鳥取県社会福祉協議会）『とっとりボランティアバンク』）

■取組事例

「公益財団法人とっとり県民活動活性化センター」

ボランティア活動、地域活動、NPO 活動を総合的に支援しています。若者のボランティア・社会貢献活動を応援する事業やボランティアに関するセミナーの開催、相談対応に取り組むとともに、ボランティア活動をしたいひととボランティアを募集する人・団体をつなぐボランティア情報サイト「ボランとり」を県と一緒に運営する等、様々なかたちで県民活動の活性化に取り組んでいます。



■取組事例

「鳥取県ボランティア・市民活動センター」(鳥取県社会福祉協議会)

ボランティア活動希望者の登録や活動先の照会、ボランティア情報の発信等を行う「とっとりボランティアバンク」を運営しています。

ボランティア活動の相談窓口として、市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会)等と連携を図りながら、「ボランティア活動したい人」と「ボランティアを求めたい人」をつないでいます。

また、ボランティアを受け入れる側(社会福祉施設、ボランティア団体等)のボランティアコーディネーターの養成や支援も行っています。

●活動への支援

- ・住民参加型の県民運動の展開により、若者の地域づくり活動を支援
- ・地域の活動やボランティアを総合的に支援する体制の整備(公益財団法人とっとり県民活動活性化センター、鳥取県ボランティア・市民活動センター(鳥取県社会福祉協議会)等)
- ・子ども会、伝統芸能保存会等、子ども・若者の地域での活動を指導し、支える団体を支援

(イ) 主権者教育の推進

【取組の方向性】

選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられ、令和4年度からは、高等学校公民科の「公共」が必修科目となりました。これまでのように知識を学ぶだけではなく、若者が主権者として社会に参加するために必要な判断力や様々な社会的課題に対して適切に判断し、解決する力を身につけることが重要となっています。

若者が、自らが暮らしている地域の在り方を踏まえ、地域社会の担い手と

して、公共の精神を育み、行動につなげていくことができるよう、主権者教育に努めます。

【取組施策】

●学校等における主権者教育

- ・県内の高等教育機関や公私立学校が実施する主権者教育に関する講演会、座談会、討論会等の実践的な主権者教育を支援

1 子ども・若者の巣立ちを応援 (4) 職業生活のスタートを応援

ア 現状・課題

(ア) 若者の労働に関する意識

意識調査によると、中学2年で5割、高校2年と青年で6割が「人間関係・雰囲気の良い職場」で働きたいと希望しています。また、青年はそれに加え、「収入の額」、「労働時間と休暇」、「事業や雇用の安定性」等様々な基準で職業を選択すると回答しており、こうした若者のニーズと企業をつなぐ就業支援が求められています。

職業選択の基準（鳥取県）

	人間関係・雰囲気が良い職場	収入が多い職場	自分の才能が生かせる職場	世の中や人のためになる仕事をしている職場	休暇がきちんと取れたり、残業があまりない職場	定年退職まで働ける安定した職場
小学5年	21.4%	32.4%	46.4%	40.7%	10.7%	9.0%
中学2年	51.0%	44.0%	45.9%	34.4%	31.5%	6.7%
高校2年	63.0%	41.2%	32.9%	35.4%	37.5%	11.1%

	人間関係や雰囲気	収入の額	専門的な知識や技能を生かせること	仕事の社会的意義	労働時間と休暇	事業や雇用の安定性
青年	62.7%	66.2%	24.9%	18.1%	60.7%	44.1%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

また、「新規高等学校卒業者の県内就職者の1年後の離職状況（令和2年3月 県教育委員会事務局高等学校課調査）」では、新規高等学校卒業者の離職理由としては、仕事内容との不適合（ミスマッチ、認識不足）が30.5%、次いで自己都合が29.0%、職場不適応（人間関係含む）が18.3%となっています。

離職率を下げるためには、「雇用のミスマッチ」の解消や労働環境の向上が課題と考えられます。また、起業を支援する制度(※)などにより、若者にとって起業へのハードルが下がっており、離職して企業を選択肢として考える若者もいます。

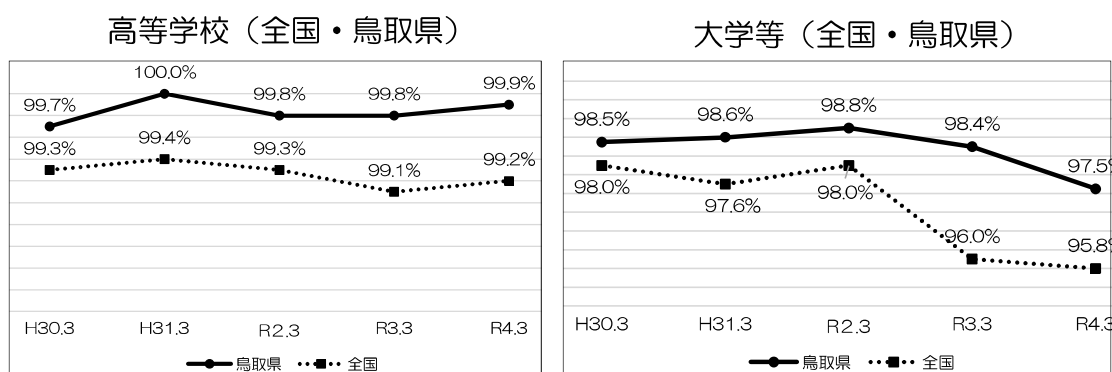
※ 女性、若者／シニア起業家支援資金（日本政策金融公庫）

新たに事業を始める方又は事業開始後概ね7年以内の方のうち、女性又は35歳未満等の方に対する低利融資制度（令和4年度現在）

(イ) 雇用環境

新規学卒者の就職内定率は、高卒・大卒とも9割を超えているものの、15～24歳の非正規雇用の割合が4割を超え、若者が経済的に自立するには厳しい環境となっており、雇用機会の確保が課題と考えられます。

新規学卒者の就職内定率（全国・鳥取県）



資料：厚生労働省・鳥取労働局調べ（令和4年度）

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるためには、企業等と連携・協力し、学校において発達段階に応じたキャリア教育及び職業教育を充実させていくことが重要です。

職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用するなど、就職等に向けた意識、能力の向上と雇用機会の確保を目指します。

(ア) 「雇用のミスマッチ」の解消

【取組の方向性】

企業が必要とする人材や雇用の条件と若者の希望が合わないことが、若者の早期の離職の原因のひとつであるため、雇用のミスマッチを招く「働くことに関する具体的な情報の不足」や、若者の「職業観が確立していない」「自分に期待されるものが分からない」「職業意識の低下」等を解消する取組を推進します。

【取組施策】

- 人材育成の推進
 - ・地域産業のニーズを踏まえて産業人材育成センターによる職業訓練等を行い、県内産業を支える産業人材育成を推進
- 情報提供による就職支援の推進
 - ・企業説明会の実施、保護者向け広報の強化や県外進学者への就職情報の発信
 - ・若者サポートステーションによる就職相談を通じた就業意欲や就職率の向上
 - ・県立ハローワークを通じた就職情報の提供や職業訓練の受講等への誘導

●キャリア教育の推進

- ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、キャリア発達(※1)を促すよう様々な教育活動を通して、基礎的・汎用的能力を中心に育成
- ・企業等で人事管理や管理職の経験のある専門人材（キャリアアドバイザー）を高校に配置し、高校生に求められる職業観や勤労観を育成
- ・児童生徒が、進路選択について主体的に取り組むことができるように、将来進む可能性のある仕事や職業を試行的に体験する機会及び企業見学、講演会、就職支援サイトの充実等を推進
- ・インターンシップ(※2)の実施等、県内企業における高校生や大学生等の人材育成・確保を支援

※1 キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程

※2 インターンシップとは

生徒・学生が在学中に自らの学習内容や専攻、将来の進路等に関連した就業体験を行うこと

■取組事例

「とっとりインターンシップ」（県内企業・県内高等教育機関・県等）

県内の産官学の機関が連携して、学生の地元定着を深めるため、大学1年生から参加できる「とっとりインターンシップ」を推進します。

専任のコーディネーターが、学生と企業のニーズにあったメニューを調整し、きめ細かくサポートします。また、学生に県内企業をより深く理解してもらうために、長期有償型のメニューのほか、インターンシップに参加するための交通費も支援しています。

(イ) 労働環境の向上

【取組の方向性】

長く働き続けるために、雇用主と労働者や関係機関が一体となって、働き方・雇い方のルールを守る雇用環境の整備を図り、あわせて、職場での困りごとやワークルールについて相談できる場の活用を図ります。

【取組施策】

●雇用環境の整備

- ・コンサルタント（社会保険労務士）の派遣による中小企業への労務管理等のアドバイス実施や労働セミナー開催による働きやすい職場づくりへの啓発活動の実施（再掲）

●相談機関の周知・活用

- ・中小企業労働相談所（愛称：みなくる）の周知・活用

(ウ) 雇用機会の確保（若者に寄り添った就業支援）

【取組の方向性】

ライフスタイルに合ったいろいろな働き方が選択できるよう、それぞれの実情を踏まえたきめ細やかな雇用のマッチングを行い、若者の就業を支援します。また、あらゆる分野で雇用の場の確保を図り、正規職員採用が促進されるよう努めるとともに、若者の職場定着を支援します。

【取組施策】

- 就労先の創出
 - ・企業立地の推進等雇用創造に結びつく事業を展開
 - ・企業や青年中央会等と意見交換を行う等して理解を求めたり、働きかけを行ったりし、多様なニーズに対応した就労の場を確保
- 就職活動への支援
 - ・県立ハローワークの更なる利用促進

- 若者の就職相談と職業紹介
 - ・県立ハローワークやふるさとハローワーク八頭において、求職者の特性や抱える課題等を踏まえ、就職情報の提供や企業見学、応募書類の作成や面接対策等就職から就職後の悩み相談等のきめ細やかな伴走型支援を実施

■取組事例

「県立ハローワーク」及び「ふるさとハローワーク八頭」

県立ハローワークでは、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行う機関として、県内4カ所（鳥取、倉吉、米子、境港）及び東京、大阪に設置しています。

ふるさとハローワーク八頭は、八頭郡の住民の方々への職業相談、職業紹介、就業支援サービスを提供するため、国・県・地元市町が協力して開設しています。

県立ハローワーク及びふるさとハローワーク八頭では、就職情報の提供や、応募書類の作成から就職後の悩み相談まで一貫した支援を行い、県内就職を目指す若者の就職活動を応援しています。

2 困難な状況からの自立を支援

(1) 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援

ア 現状・課題

(ア) 孤独・孤立

子ども・若者が成長していく上で、人とのつながりは重要な要素になりますが、核家族化の進行、社会の高度化・複雑化等により、地域のつながりや家庭内の関係の希薄化が進んでいることなどから、本人が望まない孤独を感じたり、孤立の状態になることが、子ども・若者を含め社会全体で大きな課題として認識されています。

令和3年度の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」によると、「どの程度孤独だと感じる可能性があるか」との質問に対し、「しばしばある・常にある」が4.5%、「時々ある」が14.5%、「たまにある」が17.4%、「ほとんどない」が38.9%、「決してない」が23.7%との結果でした。このうち、孤独感が「しばしばある・常にある」と答えた人は、男女ともに30歳代が最も高く7.9%（男性8.3%、女性7.3%）、次に高いのが20歳代で7.7%（男性8.1%、女性6.2%）でした。

また、孤独だと感じる前に経験した出来事として多く挙げられたのは、「一人暮らし」が22.5%と最も多く、次いで「家族との死別」が20.7%。さらに、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」が17.2%、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」が16.2%、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」が14.2%などとなっています。

孤独・孤立に至る背景や当事者が置かれる状況、孤独・孤立の感じ方、捉え方は、それぞれ異なりますが、孤独・孤立は、誰にでも起こり得る課題です。当事者が望まない孤独・孤立を防ぐため、孤独・孤立に陥っても、支援を求める声を上げやすい体制の整備、居場所の確保、当事者の家族も含めた支援等を充実していくことが必要です。

(イ) 子どもの貧困

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき策定する「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に沿って、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう関係機関が連携し、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

(ウ) ひとり親家庭

ひとり親家庭は、子育てと家事、生計の担い手など、複数の役割をひとりで担うこととなり、就労の問題、子どもの養育、日常生活全般にわたり、心理的、経済的な負担が大きくなっています。

母子家庭では、臨時・パートなど不安定な就業形態が多く、就労収入が低い水準となっている一方、父子家庭では、子育てと仕事の両立のために働き方を制限せざるを得ないなど、就業形態が不安定な方もあり、経済面で支援を必要とする世帯が増加傾向にあるため、個々の状況に応じ、きめ細やかに自立支援を進めていく必要があります。

(エ) 社会的養育

虐待を受けた子どもや様々な事情により保護者との生活が難しい子どもを含め、全ての子どもの育ちを保障するための施策の充実が求められています。児童福祉法では、子どもが権利の主体であることが位置付けられ、国・地方公共団体は、子どもが家庭で健やかに養育されるよう、保護者を支援することが必要となっています。

全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長、発達、自立が図られるよう、社会的養育の体制整備を進めていく必要があります。

(オ) ヤングケアラー、若者ケアラー

ヤングケアラー（※1）、若者ケアラー（※2）については、家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない責任や負担を負うことにより、子どもの成長や教育、就労などへの影響が懸念されています。

また、家庭内の問題であることから、本人が周囲に相談しづらく問題が表面化しにくい傾向があります。

ヤングケアラー、若者ケアラーの実態について、国の実態調査及び本県の意識調査において状況が明らかになり、幅広い年代で該当者がいることが判明しました。このため、ヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる必要があります。

区分	当てはまると回答した者	
	国調査（厚生労働省調査研究：R3.3、R4.3 公表）	県調査（意識調査：R3.7 実施）
小学5年	—	1. 8%（7人/382人）
小学6年	6. 5%（約634人/9,759人）（注）	—
中学2年	5. 7%（約317人/5,558人）	2. 0%（8人/410人）
高校2年	4. 1%（約304人/7,407人）	3. 2%（13人/409人）
大学3年	6. 2%（約600人/9,679人）	—
青年	—	5. 1%（20人/393人）

（注）過度な負担ではない「お手伝い」なども含まれているとみられ、実態より大きな数字が出ている可能性がある（児童が混乱する可能性を考慮し、ヤングケアラーの具体的な事例を説明せずに調査が行われている）

※1 ヤングケアラーとは

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護（障がい・病気・精神疾患のある保護者や祖父母への介護など）や世話（年下のきょうだいの世話など）をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども

※2 若者ケアラーとは

18歳から概ね30歳代までのケアラー。若い世代には、進学や就職、キャリア形成、仕事と介護の両立、人生設計など若い世代固有の課題がある

(カ) ニート

令和3年労働力調査（総務省）では、若年無業者（※）（いわゆるニート）の数は全国に約57万人と推計されています。

また、平成29年度の就業構造基本調査（総務省）では、ニート状態にある人が求職活動をしない理由として、「知識・能力に自信がない」「探したが見つからなかった」「希望する仕事がありそうにない」の回答が多くみられ、就業支援に向けた多面的な支援が必要です。

※ 若年無業者とは（就業構造基本調査における定義）

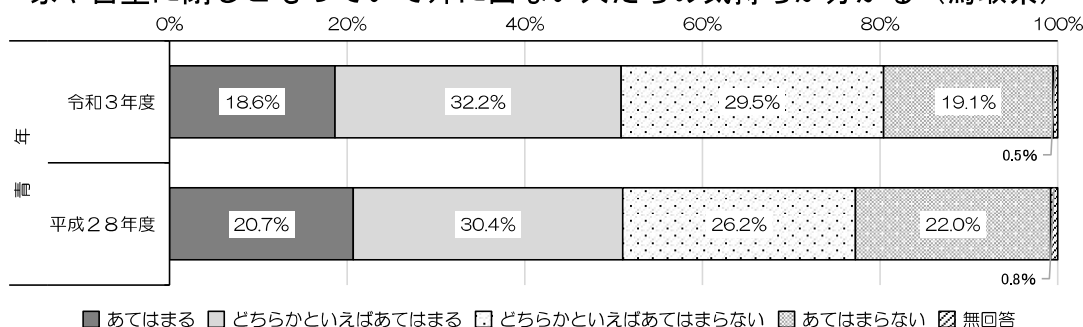
15～34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、①就業を希望している

者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）及び②就業を希望していない者（非就業希望者）

（キ）ひきこもり

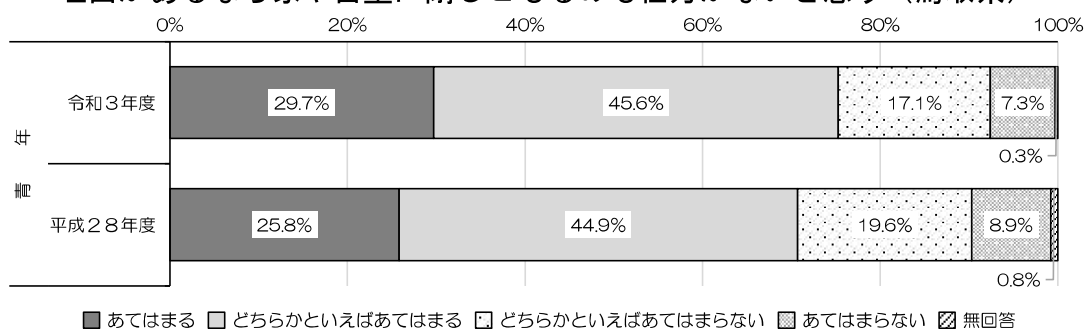
意識調査によると、「家や自室に閉じこもって外に出ない人たちの気持ちが分かるか」との質問に対し、青年の5割が「あてはまる、どちらかといえばあてはまる」と回答しています。さらに、「理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思うか」との質問に対し、青年の7割が「あてはまる、どちらかといえばあてはまる」と回答しています。

家や自室に閉じこもっていて外に出ない人たちの気持ちが分かる（鳥取県）



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

理由があるなら家や自室に閉じこもるのも仕方がないと思う（鳥取県）



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

ひきこもりに関して、令和3年度に県の機関及び鳥取市保健所に相談されたのは210人（延べ1,840人）、とっとりひきこもり生活支援センターに相談されたのは238人（延べ3,253人）という状況で、相談件数は年々増加する傾向にあります。

また、本人が相談を望まない場合も多いことがうかがえるため、本人への支援だけでなく、家族に対する支援も必要であると考えられます。

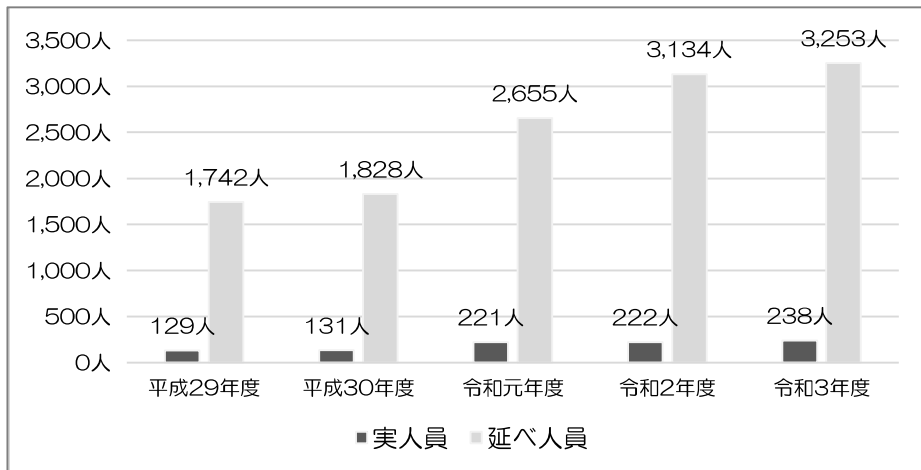
さらに、ひきこもり支援を行うにあたっては、発達障がい等、困難な状況の背景を理解した支援が必要と考えられます。

ひきこもりに関する相談件数の推移（鳥取県）

（県機関及び鳥取市保健所への相談人数）



（とっとりひきこもり生活支援センターへの相談人数）

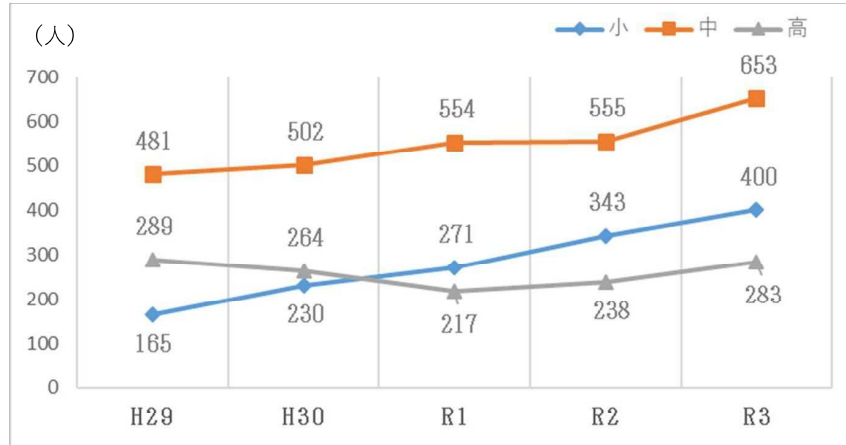


※県内における全てのひきこもり相談の件数を表しているものではありません。
資料：鳥取県集計（令和3年度）

（ク）不登校

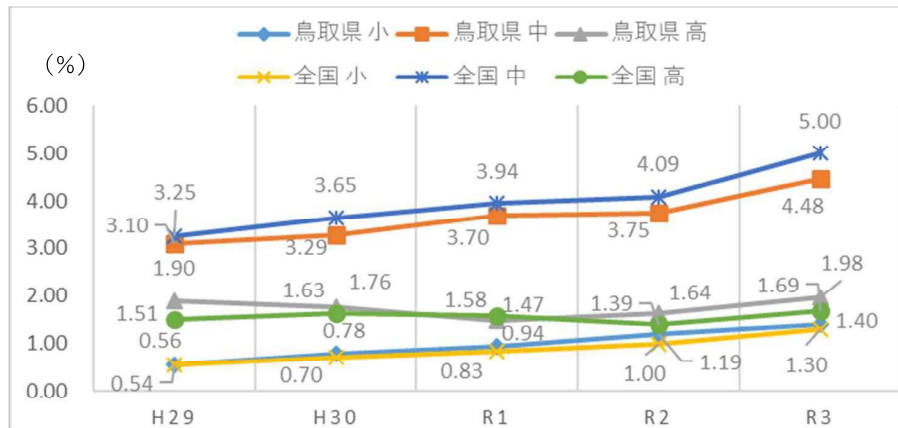
県内では小学校で400人、中学校で653人、高等学校で283人が不登校の状態にあります（令和3年度）。また、県内の不登校児童生徒の出現率をみると、中学校では全国平均を下回っていますが、小学校、高等学校では全国平均を上回っています。

不登校児童生徒数の推移（鳥取県）



資料：令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

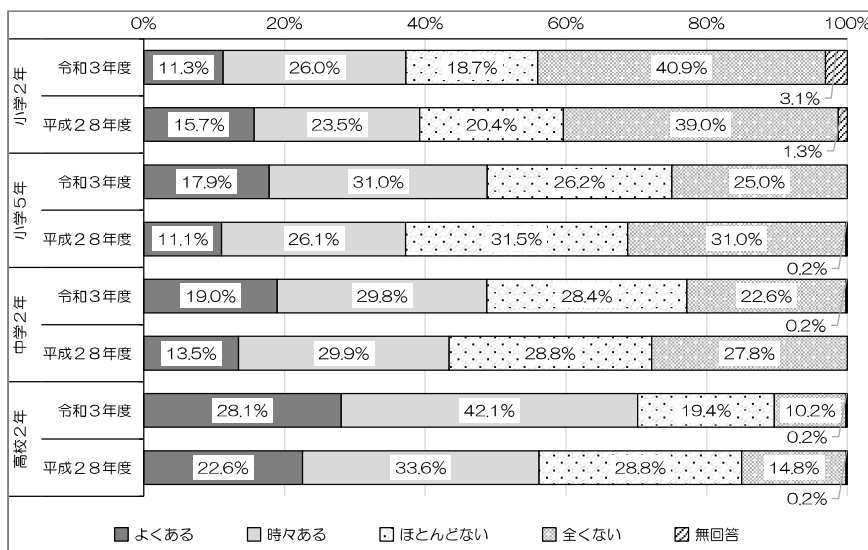
不登校児童生徒出現率（全国・鳥取県）



資料：令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

また、意識調査では、学校に行きたくないと思ったことが、「よくある」と「時々ある」の合計割合は、小学2年で約4割、小学5年と中学2年で約5割、高校2年で約7割を占めています。前回調査（平成28年度）と比較すると、「よくある」と「時々ある」の合計割合は、小学2年以外で増加しています。

学校に行きたくないと思った経験（鳥取県）



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

不登校をきっかけとしてひきこもりの状態になる場合もあり、学校や教育関係の機関だけでなく、それら以外の専門機関とも連携した支援が必要です。

(ケ) 高校中退

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)によると、高等学校の中退率は全国的に減少傾向にありますが、県内の高等学校(公立及び私立。通信制課程を含む。)では、119人の生徒が中途退学をしています。理由は、学校不適合が最も多く39.5%、次いで進路変更が28.6%となっています。

高校中退者の雇用環境は厳しいので、在学中に本人の適性にあった進路に向けた支援を図るとともに、相談窓口の周知が必要です。

(コ) いじめ

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」(文部科学省)によると、本県のいじめの認知件数は小学校1,363件、中学校377件、高等学校38件、特別支援学校11件で令和2年度と比較すると、全ての校種で減少しています。「いじめが解消しているもの」の認知件数に対する割合は82.9%で全国平均80.1%を上回っています。いじめ発見のきっかけとしては、「アンケート調査など学校の取組」によるものが35.7%と最も多くなっています。

また、意識調査では、小学生の約5割、中高生の1~2割がいじめの被害経験があり、小学生の2~3割、中学生の1割、高校生の1割未満がいじめの加害経験があると回答しています。

いじめを受けた経験(鳥取県)

選択肢	小学2年		小学5年		中学2年		高校2年	
	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度
ある	19.8%	30.6%	24.0%	19.7%	6.7%	4.5%	4.6%	4.6%
少しある	30.0%	32.2%	27.6%	28.4%	14.9%	16.5%	8.0%	8.9%
ない	44.2%	35.8%	46.0%	50.9%	77.6%	79.1%	87.2%	86.3%
無回答	6.0%	1.4%	2.4%	1.1%	0.7%	0.0%	0.2%	0.2%

いじめを行った経験(鳥取県)

選択肢	小学2年		小学5年		中学2年		高校2年	
	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度
ある	3.1%	11.6%	6.7%	11.3%	2.6%	3.0%	1.5%	1.4%
少しある	22.2%	23.3%	32.6%	25.3%	11.3%	14.3%	3.4%	8.7%
ない	66.7%	62.6%	59.3%	62.1%	85.1%	82.1%	94.9%	89.7%
無回答	8.0%	2.5%	1.4%	1.3%	1.0%	0.6%	0.2%	0.2%

資料:「鳥取県青少年育成意識調査」(令和3年度 鳥取県)

また、SNSの掲示板などで悪口などの書き込みをされたことがある、書き込みをしたことがあるとの回答も見られ、SNSなど、インターネット上の誹謗中傷やいじめの問題への対応も必要となっています。

インターネット上の掲示板に自分の悪口を書き込みされた経験（鳥取県）

選択肢	中学2年		高校2年		青年	
	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度
ある	2.2%	2.8%	5.6%	4.1%	10.1%	5.0%
ない	97.4%	97.2%	94.2%	95.7%	89.4%	94.3%
無回答	0.5%	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.8%

インターネット上の掲示板に他人の悪口を書き込みした経験（鳥取県）

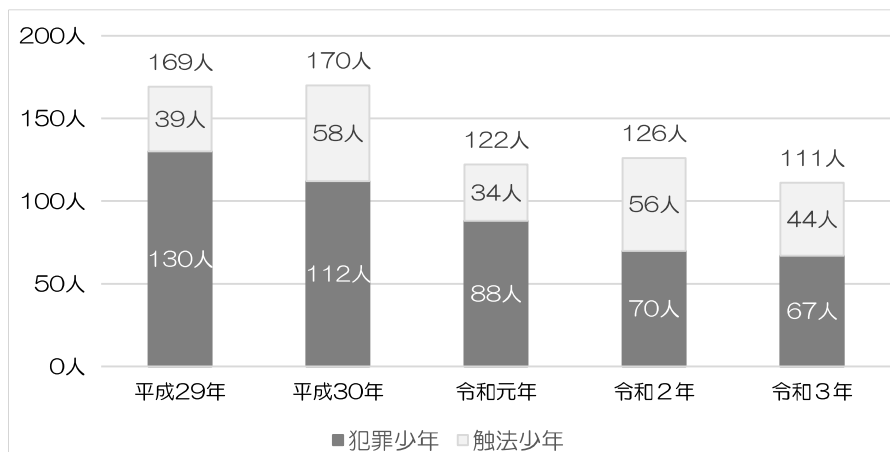
選択肢	中学2年		高校2年		青年	
	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度	令和3年度	平成28年度
時々ある	0.7%	1.7%	0.7%	1.6%	0.3%	0.8%
1,2度ある	0.5%	2.4%	3.4%	4.3%	5.5%	4.7%
ない	98.3%	95.9%	95.6%	93.8%	93.7%	94.0%
無回答	0.5%	0.0%	0.2%	0.2%	0.5%	0.5%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

(サ) 非行

令和3年中に刑法犯で検挙、補導された県内の少年の数は111人で、前年と比べると15人減少（11.9%減）しています。少年人口（14～19歳）1,000人当たりの刑法犯少年の数は2.2人で全国平均（2.2人）と同じです。刑法犯少年の中心は小学生、中高生で、非行の内容は万引き・オートバイ盗など、単純な動機から比較的容易に行われる初発型非行が多いため、早い段階で非行少年の立ち直り支援を行うことで、本格的な非行に走ることを防ぐことが大切です。

刑法犯で検挙、補導された少年の状況（鳥取県）



- ・犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- ・触法少年とは、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年

資料：鳥取県警察（令和3年）

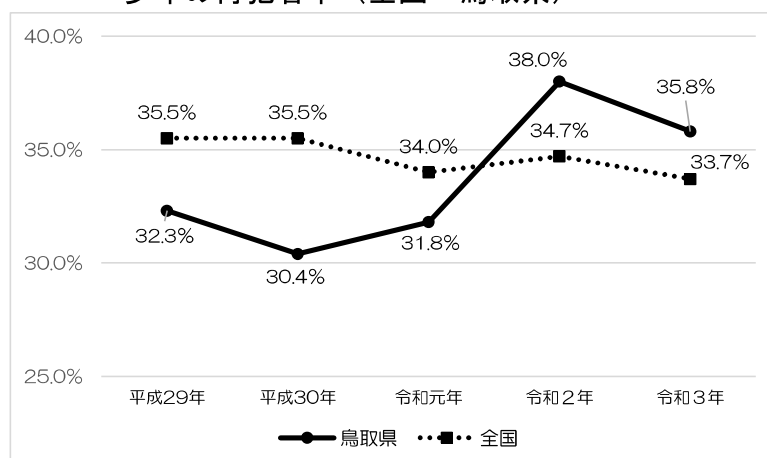
刑法犯少年の数（少年人口1,000人あたり）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
鳥取県	4.0	3.6	2.8	2.3	2.2
全国	3.8	3.4	2.9	2.6	2.2

資料：鳥取県警察（令和3年）

また、県内の再非行率(※)は35.8%と全国平均(33.7%)よりも高く、引き続き非行少年の立ち直り支援に取り組むことも必要です。

少年の再犯者率(全国・鳥取県)



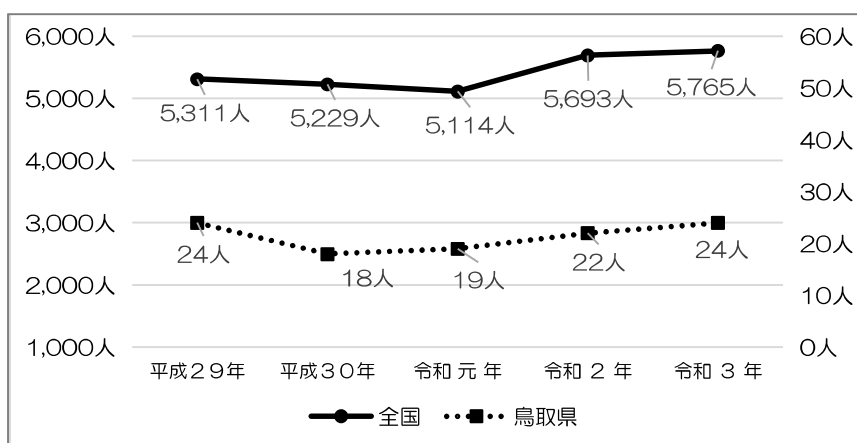
資料：鳥取県警察(令和3年)

※ 再非行率とは
刑法犯罪で検挙された少年のうち再び罪を犯した少年の割合

(シ) 自死

鳥取県における39歳未満の自死者数は、全国同様に近年、増加傾向にあるほか、自死は10～30代の死因の1位であり、若年層に向けた自死予防対策が必要です。

39歳未満の自死者数(全国・鳥取県)



資料：令和3年人口動態統計(厚生労働省)

10～30代の死因の順位(鳥取県)

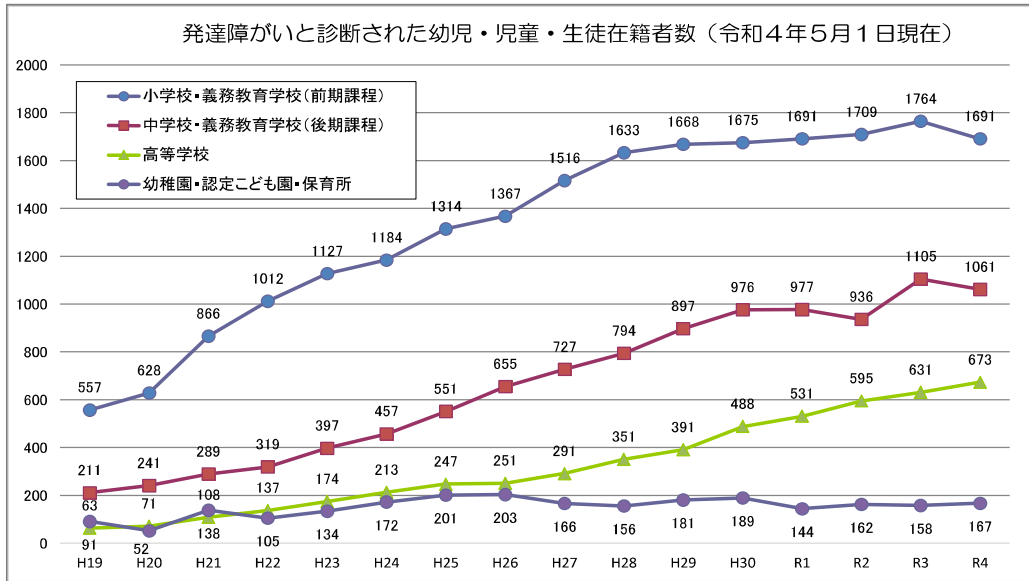
	第1位		第2位		第3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
令和3年	自死	24	悪性新生物	6	肝疾患	3
令和2年	自死	22	悪性新生物	6	不慮の事故	4
令和元年	自死	19	悪性新生物	14	不慮の事故	7

資料：令和3年人口動態統計(厚生労働省)

(ス) 障がいのある子ども・若者

県内小中学校における特別支援学級の児童生徒数は増加しています。発達障がいと診断された幼児児童生徒の在籍者数及びその割合は増加傾向

であり、幼児児童生徒等への適切な対応や指導・支援の充実が求められています。



資料：鳥取県集計（令和4年）

(セ) 性的マイノリティの子ども・若者

大手広告代理店の研究機関が平成30年に行った調査によると、成人の8.9%が性的マイノリティであると推計されています。しかし、鳥取県人権意識調査では、「性的マイノリティが社会的話題になっているが、自分の周りにはいないと思う」という設問に対し、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した者の割合は34.8%でした。

また、同調査において、「身近な人から性的マイノリティであると告白（カミングアウト）を受けたとき、共感したり支援する意思を伝えることができるか」という設問に対し、「できない」「どちらかといえばできない」「わからない」と回答した人は43.4%であり、性的マイノリティについては、まだまだ身近な問題になっておらず、理解が進んでいないと言えます。

多様な性のあり方があることをより多くの人々が認識し、理解が進むよう啓発を行っていくことが必要です。また、悩みを打ち明ける相談窓口やコミュニティスペースの開設などの相談支援体制の充実が必要です。

(ソ) 異文化での暮らし

県内には令和3年末時点で約4,500人の外国人が言葉や生活習慣、文化等の違いの中で生活をされています。地域で安心して暮らせるよう、相談体制やボランティア活動を充実し、多文化共生の社会づくりを進める必要があります。

イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が置かれている状況はそれぞれ異なり、複雑、多様な問題を複合的に抱える子ども・若者に対しては、速やかに困難な状況から抜け出すことができるよう、きめ細やかな支援を切れ目なく実施していく必要があります。

子ども・若者を権利の主体として尊重するとともに、子ども・若者だけでなく、家族も含めて、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を目指します。

(ア) 孤独・孤立への対応

【取組の方向性】

孤独・孤立の問題は、本人や家族だけで解決することは容易ではなく、全ての県民の理解と関心を深め、地域や関係する団体の協力を得ながら、共に支え合い生きる「支え愛」の理念の下、個々の家庭の実情に即したきめ細やかな対策が必要です。本県では、「鳥取県孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり推進条例」を制定し、県、市町村、県民、事業者、関係機関及び民間支援団体が一体となって、援助を必要とする方の存在に気づき、必要な支援を行う温もりのある社会づくりを推進します。

【取組施策】

●相談・支援体制の充実

- ・援助を必要とする本人、家族・援助者、関係団体、民間支援団体等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進
- ・SNS相談、アウトリーチを含めた相談体制の整備又は充実
- ・悩みや課題に直面する人たちが互いに支え合うピアサポートの推進・自助グループの育成

●人材の育成

- ・相談対応、助言、日常生活、社会生活の支援等を担う人材の育成・確保

●普及啓発

- ・支援の重要性について、県民の理解と関心を深めるための研修の充実等

(イ) 子どもの貧困対策

【取組の方向性】

経済環境等、様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、学習環境や地域での居場所づくり、相談体制の整備、経済的支援等を行います。

また、保護者の就労は、生活の安定を図る上で重要であることはもちろん、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、教育的意義からも重要です。関係機関と連携しながら、保護者の就労支援の充実を図ります。

【取組施策】

●教育の支援

- ・子どもたちの放課後や土曜日等における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して、学校や地域における多様な学習や体験

活動の機会を提供

- 生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの高等学校等への進学率の向上・安定を目指し、小中学生を対象に学習支援を行う市町村の取組の充実を促進

※県内における学習支援の実施市町村数 令和4年度：19市町村

- 子どもたちが抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門員による相談体制・支援体制を充実。特にスクールソーシャルワーカーについては、県内全市町村への配置を目指す

※県内におけるスクールソーシャルワーカー配置

令和4年度	
スクールカウンセラー	スクールソーシャルワーカー
・全公立中学校に配置 (校区の小中学校も担当) ・全県立学校に配置	・県立学校8名配置 (全県立学校を担当) ・18市町村に配置

- 就学前の発達や言葉の遅れ等が気になる幼児についての継続した直接指導と、その保護者や教育関係者からの困りごとに応じる教育相談
- 貧困等を背景とした不登校（傾向）やひきこもりが心配される生徒・青少年に対する教育支援

■取組事例

「教育支援センターハートフルスペース」

不登校（傾向）やひきこもりが心配される生徒・青少年（高校生年代からおおむね20歳くらいまで）を、学校復帰や社会参加・自立に向けて支援する教育支援センターです。

ハートフルスペースはほっとできる居場所をめざして運営しています。季節に合った体験活動を計画・実施したり、個人に合った進路を一緒に考えたり、時には悩みや思いを支援員やカウンセラーに話す等、人と関わり、自分を見つめ直すことのできる場所です。



●生活の安定に資するための支援

- 低所得者世帯やひとり親家庭等の子ども達が、大人や友達と一緒に食事・勉強等の活動を行い、社会性や規則正しい生活習慣の取得、世帯の孤立防止等を推進するため、地域における子どもの居場所づくりを支援
- 複合的な課題を抱える低所得者世帯やひとり親家庭等に対して、その世帯の子ども達も含めて、適切に必要な支援につながるように、包括的かつ伴走的に相談支援を行う体制の充実を図る

■取組事例

「とっとり子どもの居場所ネットワーク “えんたく”」

こども食堂等の実施団体と、それを支援する団体で構成されるネットワークであり、こども食堂等の地域における子どもの居場所の拡充、継続的な運営、内容充実につながる活動を行っています。県としては、このネットワークの活動を支援することで、子どもの居場所づくりを推進しています。

※県内における子どもの居場所（こども食堂等）の数

令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
62箇所	65箇所	75箇所

●経済的支援

- ・ 勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料を減免
- ・ 高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給
- ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校に通う市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給
- ・ 経済的理由で高等学校等での就学を断念しないよう、奨学金を貸与
- ・ 高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実
- ・ 鳥取県未来人材育成奨学金による奨学金返還の一部補助により、県内企業への若者の就職を促進

●保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- ・ 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、各種就労支援機関等との連携による就労準備段階での支援、求職活動中の家賃相当額の給付等、きめ細かい支援を実施
- ・ 県立ハローワーク及びふるさとハローワーク八頭では、それぞれの方の事情に即した働き方の提案
- ・ 直ちに一般就労が困難な生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るために段階的な支援を行う就労準備支援事業が全市町村で展開されるよう推進

(ウ) ひとり親家庭への支援

【取組の方向性】

ひとり親家庭等の実態を踏まえ、生活の安定と自立に向け、鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画に基づき、総合的な支援を充実・強化し、きめ細やかな自立支援に取り組めます。

【取組施策】

●子育てや生活支援の充実

- ・ 市町村との連携のもと、ひとり親家庭の児童の学習支援、保育所への優先入所、多様な保育サービスの提供、放課後児童クラブの充実
- ・ 就業や子育てをはじめとした生活面等に関する様々な悩みについて、支

援策等に関する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能を充実

●就業支援の推進

- ・ひとり親家庭等が安定的に収入を得ることにより、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練、効果的な就業斡旋、子育てと仕事の両立支援など、就業面での支援の充実を図る

●養育費の確保及び面会交流の推進

- ・市町村や国の設置する養育費相談支援センター等と連携し、養育費の取り決めや養育費の取得促進に関する啓発や相談支援の実施
- ・ひとり親家庭の子どもの健やかな成長のため、離れて暮らす親との面会交流の実施促進に関する啓発等の実施

●経済的支援の充実

- ・児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付けや医療費助成の実施
- ・各種経済的支援施策の周知
- ・子どもが希望する進路に進んでいけるよう、保育・教育に係る費用の経済的支援の実施

(エ) 社会的養育の充実

【取組の方向性】

児童福祉法の理念等が示す内容を踏まえ、子どもの権利保障と子どもの最善の利益を実現するため、県や関係者・関係機関が取り組むべき方向性について定める鳥取県社会的養育推進計画に基づき、社会的養育に関する施策の充実に向けた取組を推進します。

【取組施策】

●子どもの権利擁護に関する取組

- ・広報・啓発活動の実施、虐待防止に係る地域住民による子ども見守りサポーターの養成
- ・児童養護施設等で生活する子どもが、子どもの権利を学び、自らの意見や提案を意見表明できるようになるための活動を支援
- ・子どもの権利ノート(平成18年度初版、令和3年4月改訂)を活用し、子どもが安心して自分らしく暮らしていくことができる権利を有することや自らの意思を関係者に伝える方法を周知
- ・子どもの意見表明(苦情や提案等)をサポートまたは代弁する新たな仕組み(県版アドボカシー(※))の体制構築に向けた取組の推進

※ アドボカシーとは

子どもの権利擁護のため、施設等で生活する子どもの意見を第三者がくみ取り、子どもの意見表明をサポートする仕組み

●在宅支援、代替養育に関する支援の充実

- ・市町村における相談支援体制等の充実・支援
- ・児童家庭支援センター等を活用した在宅支援の機能強化
- ・里親登録数、ファミリーホームの設置数の増加に向けた取組の推進
- ・里親支援機関を中心とし、里親会、乳児院や児童養護施設、児童相談所をはじめとする関係機関が連携を図り、里親等養育支援を実施

●自立支援

- ・児童養護施設等の退所児童に対する生活状況の把握

- ・児童養護施設等の退所児童に対するアフターケアの実施

(オ) ヤングケアラー、若者ケアラーに関する支援

【取組の方向性】

ヤングケアラー、若者ケアラーを孤立させない取組を推進するため、ヤングケアラー等が気軽に相談できる体制や当事者同士が悩みや経験を共有し合うことができる居場所づくりを進めるなど、支援体制を強化するとともに、当事者を早期に把握し、必要な支援につなげることができるよう支援者の研修等の充実を図ります。

【取組施策】

- 支援の充実・孤立防止
 - ・電話相談の24時間365日対応、LINE相談の実施、オンラインサロンの提供
- 支援者のスキルアップ
 - ・支援者（福祉・介護・医療・教育等関係機関職員）の対応力向上研修、支援機関への研修費助成
- 理解促進・啓発
 - ・リーフレットの配布、イベント等による周知、フォーラムの開催

(カ) ニートへの支援

【取組の方向性】

就業体験、就労支援セミナー、訪問相談等、一人一人の状況に応じた就労支援を行います。また、情報提供や相談機関のPRのほか、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

【取組施策】

- 適性にあった進路に向けた支援
 - ・若者サポートステーションによる社会参加や職場体験等
 - ・県立ハローワーク及びふるさとハローワーク八頭、ハローワークによる就職に関する情報提供、助言、職業訓練等
 - ・就職氷河期世代への支援
- 相談・支援機関の周知
 - ・相談・支援機関について、リーフレット、ホームページ等による分かりやすい情報の提供と支援の充実

(キ) ひきこもりに関する支援

【取組の方向性】

各種調査結果や関係機関との情報交換等から実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、本人が相談機関に来ることが難しいケースが多いことが見込まれるため、保護者に対する情報提供や相談機関のPRのほか、相談しやすい環境づくりに取り組みます。

【取組施策】

- 適性にあった進路に向けた支援
 - ・社会参加への自信を持たせるための職場体験の実施及び職場体験事業終了者へ次のステップに進むための中間的な就労環境の提供
 - ・多様なニーズに対応した中間的就労(※)の場の創出に係る検討

- ・就職氷河期世代への支援
 - ・各市町村、各県民福祉局、鳥取市保健所、精神保健福祉センター、ひきこもり生活支援センターでの相談、家族の集い等
 - 相談・支援機関の周知
 - ・相談・支援機関について、リーフレット、ホームページ等による分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）
- ※ 中間的就労とは（一般就労といわゆる福祉就労との間に位置する就労の形態）

（ク）不登校に関する支援

【取組の方向性】

不登校に関する調査や分析を行い、不登校の未然防止や学校復帰、社会自立に向けた取組を、教育委員会や学校以外の専門機関とも連携しながら総合的に実施します。また、不登校の児童生徒の居場所づくりに取り組めます。

【取組施策】

- 不登校の早期発見、早期対応、未然防止の取組
 - ・県立高等学校等においては、心理検査のひとつであるhyper-QU検査(※)を年2回実施し、悩みや困り感等を抱えている生徒の早期発見、早期対応に活用。また、高等学校の教員を対象にhyper-QU活用研修会を年1～2回実施
 - 不登校の状態にある児童生徒に対する支援
 - ・多様な選択肢を提供するフリースクールへの支援、校内サポート教室・ICT等活用した不登校児童生徒への自宅学習支援を行い、多様な学びの場の確保に向けた取組を進めます。
 - ・教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、困難な状況にある本人や家族への身近なところでの相談・支援を充実
 - ・小中学校での不登校経験者等が少なからず在籍する定時制・通信制の高等学校で「集団生活体験及びコミュニケーション能力の育成」「生活体験及び社会体験活動の充実」「基礎学力の充実」のための事業を行う等、教育内容を充実
 - 相談・支援機関の周知
 - ・相談・支援機関について、リーフレット、ホームページ等による分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）（再掲）（主な相談機関と支援の内容）
 - いじめ・不登校総合対策センターによる、相談、助言、教育支援センター「ハートフルスペース」における体験活動及び学習支援等
- ※ hyper-QUとは
 学校生活意欲、学級満足度、対人関係を築く際に必要なソーシャルスキルの3つの尺度で構成された心理検査で、よりよい学級集団づくりや、不登校等の予防と対策として生徒一人一人に適切な対応を図ることに活用できるとされている

（ケ）高校中退者への支援

【取組の方向性】

各種調査等の実施や高等学校等との連携により実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、新たな進路に進む際に支援が必要になった場合、どこに行けばよいか等の情報が本人や家族に届く広報を推進します。

【取組施策】

- 適性にあった進路に向けた支援
 - ・若者サポートステーション等での相談や支援の充実、学び直しや進路に関する情報の提供
 - ・県立ハローワーク及びふるさとハローワーク八頭での仕事の選び方等の就職相談
- 相談・支援機関の周知
 - ・中学校卒業時及び高等学校等中途退学時に進路が未決定の者の個人情報を収集して支援機関に提供することにより、学校教育から切れ目ない就学や就労に向けた自立支援を行う
 - ・相談・支援機関について、リーフレット、ホームページ等による分かりやすい情報の提供と支援の充実（再掲）
（主な相談機関と支援の内容）
いじめ・不登校総合対策センターによる相談、助言、教育支援センター「ハートフルスペース」における体験活動及び学習支援等（再掲）
- 高等学校中退時等進路未定者への情報共有及び自立支援
 - ・保護者の同意を得て、関係機関が情報を共有し、社会参加・社会的自立に向けて切れ目のない支援の提供

(コ) いじめ防止に向けた対策の強化

【取組の方向性】

学校等において、いじめ発覚の初期段階から適切な対応が行われるよう、「鳥取県いじめ対応マニュアル」を活用した研修会等を開催し、対応力の向上を図ります。対応に当たっては、加害・被害という二者関係だけでなく、集団の状況にも留意し、加害者や被害者だけでなく、集団全体へも指導、働きかけを行い、解決に向け取り組みます。

また、「鳥取県いじめ・不登校対策連絡協議会」を開催し、いじめ・不登校対策に関係する機関・団体の連携を図ります。

【取組施策】

- いじめの早期発見・未然防止に係る取組の推進
 - ・いじめの未然防止に向けた、学校における特別活動等を通じた学級づくりの推進
 - ・学校教育支援サイトに掲載された研修用動画を活用したいじめ初動対応等に対する研修の実施
 - ・SNS等を活用したいじめの通報・相談システムの活用
- 関係機関との連携強化
 - ・学校関係者、学校外の専門家が連携した校内支援会議、研修会の実施
 - ・いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態その他県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した際における速やかな検証等の実施
- 相談・支援体制の充実
 - ・教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の関係者が連携した教育相談体制づくりの推進

(サ) 非行の防止、立ち直りの支援

【取組の方向性】

非行の入り口となる、深夜徘徊等を防止する取組や、非行からの立ち直りの支援を推進します。

【取組施策】

●非行の防止

- ・街頭補導等を行う県内の少年補導センターの活動への助成
- ・児童生徒を対象とした非行防止教室の実施
- ・深夜営業事業者と協力した保護者、青少年への深夜外出規制の啓発

●相談・支援機関の周知

- ・相談・支援機関について、リーフレット、ホームページ等による分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）（再掲）
- （主な相談機関と支援の内容）
警察本部少年サポートセンター、児童相談所における、相談、学校や家庭と連携した生活立て直しへの支援等

(シ) 子ども・若者の自死を防ぐ

【取組の方向性】

10～30代までの若者の死因の1位が自死となっている深刻な状況に鑑み、講座や相談窓口の周知により自死予防を促進します。

【取組施策】

●若年層に向けた自死予防対策

- ・企業や教育機関向けにメンタルヘルス出前講座を実施
- ・自死予防リーフレット、パンフレット等を配布し、思春期・青年期を対象に重点的うつ病の相談窓口等の周知・啓発を実施
- ・とっとり SNS 相談の実施
- ・大学や専門学校等で学生を支援する担当職員を対象とした自死対策研修会を開催し、学生へのケアや相談支援等を実施
- ・大学祭等のイベントでのストレスチェックの実施

●インターネット上の危険への対策（再掲）

- ・ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する講演会等の実施
- ・関連機関が連携し、店舗や街頭におけるペアレンタルコントロールの周知・促進活動の実施
- ・学校教育における情報モラル・メディアリテラシーに関する学習
- ・講師派遣によるPTAや地域の大人を対象とした研修会の実施

(ス) 障がいのある子ども・若者への支援

【取組の方向性】

障がいのある子ども・若者のライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した地域支援体制の確立（横の連携）を進め、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進し、発達の段階に応じた適切な支援を行います。

【取組施策】

- 障がいのある子ども・若者への支援
 - ・障がいのある児童生徒に対する指導・支援をはじめ、学校における特別支援教育を引き続き推進するとともに、児童生徒の自主性や主体性、自信を培うことにつながる文化・芸術活動の推進・充実
 - ・県内のLD等専門員の活動の充実、センター的機能の充実、各学校における児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援の充実
- 発達障がい児者及びその保護者支援について
 - ・『エール』発達障がい者支援センターでは、発達障がい児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がい児者及びその家族からの相談に応じると共に、地域における総合的な支援体制整備を推進
 - ・保護者の子育ての悩みを軽減し、安心して子育てができるように、発達障がい児者の家族の相談者となるペアレントメンターの活用を進め、発達障がい児者の家族支援体制整備を強化
- 就学前の発達やことばの遅れが気になる幼児とその保護者への支援
 - ・発達やことばの遅れ等が気になる幼児についての継続した直接指導と、その保護者や教育関係者からの困りごとに応じる教育相談
- きこえない・きこえにくい子ども及びその保護者への支援について
 - ・きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』では、子どもの今後を考える上で必要な情報を提供し相談窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結びつけ、切れ目のない支援体制を強化
- 医療的ケア児・者及びその保護者への支援について
 - ・医療的ケア児等支援センターでは、人工呼吸器による呼吸管理や、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども（医療的ケア児）やその家族が、子どもの心身の状況に応じた適切な支援を受け、多様な課題が解消できるよう、相談支援や市町村・関係機関等への情報提供、連絡調整を実施

(セ) 性的マイノリティの子ども・若者への支援

【取組の方向性】

性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれており、特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施します。また、専用の相談窓口を設置し、生きづらさの解消を図ります。併せて、市町村が設置するコミュニティスペースの運営支援を行います。

【取組施策】

- 教育・啓発の推進
 - ・講演会やシンポジウムの開催
 - ・支援員、相談員の育成のための研修会の実施
- 相談支援体制の充実
 - ・電話相談窓口の開設
 - ・コミュニティスペースの運営支援
 - ・支援員、相談員の育成のための研修会の実施（再掲）

(ソ) 地域で暮らす外国人の子ども・若者とその家族への支援

【取組の方向性】

地域で暮らす外国人の子どもたちが学校・地域間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行う等、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。多文化共生に関する意識啓発や国際理解と基礎的体制づくりを推進します。

【取組施策】

- 日本語学習支援
 - ・地域で暮らす外国人の子どものため、学校において生活面の適応、日本語学習、教科学習等の指導・支援を実施。必要に応じて、児童生徒一人一人に応じた指導計画を作成し、個々に適した指導を実施
- 情報提供・相談対応
 - ・外国人が日常生活を送る上で必要な情報をメールマガジンの配信やホームページにより多言語で提供
 - ・日常生活上のトラブル、育児や教育の悩み等に関する相談対応の充実、通訳ボランティアの派遣

2 困難な状況からの自立を支援 (2) 支援の質の向上

ア 現状・課題

(ア) 困難を抱える子ども・若者の相談窓口

意識調査によると、子ども・若者の場合、悩みがあるときは多くが父母や身近な友達に相談すると答えた方が多かった一方で、「誰かに相談しようとは思わない」との回答や「相談相手がない」との回答もあり、誰にも悩みを相談できない児童生徒や若者がいることがわかります。

子ども・若者の悩みの相談先（鳥取県）

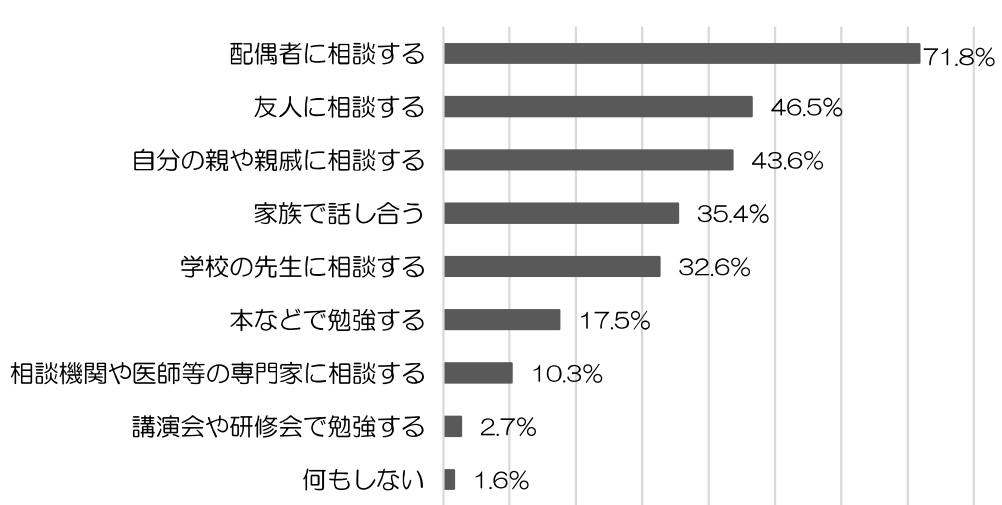
（複数回答）

	身近な友達	担任の先生	父	母	誰かに相談しようとは思わない	相談相手がない
小学2年	13.6%	27.8%	47.8%	74.4%	5.3%	—
小学5年	29.8%	14.5%	27.6%	67.9%	10.2%	1.7%
中学2年	48.3%	5.5%	14.9%	47.1%	15.4%	2.2%
高校2年	60.3%	4.1%	14.0%	44.1%	12.6%	1.5%
青年	47.4%	2.3%	13.6%	46.9%	7.6%	3.0%

資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

同じく意識調査によると、保護者が子どもについて困りごとがある場合は、配偶者に相談する方が7割程度、友人、自分の親や親戚、家族、学校の先生に相談する方がそれぞれ3～4割程度あるのに対し、相談機関や専門家へ相談するとした保護者は1割程度の状況です。

子どもに関する保護者の悩みの対応（鳥取県） 【複数回答】



資料：「鳥取県青少年育成意識調査」（令和3年度 鳥取県）

(イ) 困難の背景に応じた支援

困難な状況はその背景に、病気や障がい、家庭の状況等の様々な課題が存在

するケースがあるため、それらを十分に理解したうえで適切に支援を行うことが求められています。

例えば、発達障がい为背景として、現在ひきこもりの状態にある方では、その障がい特性を十分に理解・考慮しながら支援を行う必要があります。

(ウ) 困難を抱える子ども・若者の支援機関の連携

法律や制度によって各支援機関の対象が決まっており、単独の機関だけでは、支援が受けられない場合もあります。子ども・若者の抱える困難は、多様化・複雑化しており、本人や家族も含めて保健、福祉、医療、教育等の複数の専門機関による多面的な支援が必要です。

イ 取組の方向性と取組施策

教育、福祉、保健、医療等の関係機関が密接に情報共有を行う横のネットワークと子ども・若者の年齢に関わらず継続して支援を行う縦のネットワークによる重層的・継続的な支援体制を構築し、子ども・若者やその家族に対して、多面的に支援します。

(ア) 相談機関の活用

【取組の方向性】

子ども・若者が困難な状況にあるときに、本人や家族が適切な相談を受けられるよう、相談機関のPRを進めます。

また、困難な状況にある本人や家族にとって学校など身近なところで相談ができる体制を整備します。

【取組施策】

●相談・支援機関の周知・利用促進

- ・相談・支援機関の活動事例を紹介するセミナーの開催等による利用の促進
- ・相談・支援機関について、リーフレット、ホームページ等による分かりやすい情報の提供と支援の充実。特に、保護者に届く情報提供の推進(再掲)

●相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを始め、困難な状況にある本人や家族に身近なところでの相談・支援を充実

(イ) 困難な状況の背景を理解した支援の実施

【取組の方向性】

相談や支援を行う機関においては、研修を充実し、その背景に応じてより適切な支援を行う等支援体制の強化を図ります。

【取組施策】

●研修内容の充実

- ・困難な状況の背景にある病気や障がい、家庭の状況等を理解した対応ができるよう担当職員向け研修を実施

(ウ) 関係機関の連携

【取組の方向性】

本県はコンパクトな県であることにより、困難な状況にある子ども・若者や保護者の支援や相談を行う機関が相互に協力して支援に当たっていますが、最前線で支援に当たる職員が、より円滑に支援できる環境を整備できるよう、関係機関が情報共有する機会を設ける等、支援機関の連携による重層的支援ネットワークづくりを進めます。

【取組施策】

- 本人、家族・援助者、関係団体、民間支援団体等の幅広いネットワークの充実及び連携の推進
 - ・ 孤独・孤立を防ぐための相談窓口の充実、アウトリーチ・ネットワークづくり等に取り組む市町村の支援、市町村の包括支援体制の充実・支援体制を強化
 - ・ 関係する相談・支援機関を対象に、活動内容等の情報共有の機会を設け、支援担当が一層連携しやすい環境づくりを推進
 - ・ 関係機関の情報交換の結果等をもとに、ひきこもり、ニート、高校中退等の状態にある本人や家族への支援を展開
 - ・ 市町村の担当者への支援機関に関する情報提供を推進
 - ・ 必要に応じた関係機関が集まって行う支援事例の勉強会を推進
 - ・ 意見交換・情報共有の機会を設ける等、幅広い支援機関による連携体制を構築

資料

各種法令等による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者。ただし、特定少年(18歳以上の少年)については、保護事件の特例、刑事事件の特例、記事等の掲載の禁止の特例が定められている。
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	18歳未満の者
	婚姻適齢	18歳
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない。(法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針で規定。)
公職選挙法	子供	幼児、児童、生徒その他の年齢満18歳未満の者
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	二十歳未満ノ者	20歳未満の者
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	二十歳未満ノ者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
(参考)		
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

子ども・若者に関する主な相談機関（全国統一共通ダイヤル、SNS相談等）

令和5年3月現在

名称	電話番号/受付		内容
こころの健康相談	0570-064-556 (おこなおう まもろうよ こころ)		都道府県が実施している「こころの健康電話相談」等の相談機関に接続します
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310(なやみいおう)/ 24時間365日		いじめ等の悩みを相談できます
子どもの人権110番	0120-007-110/平日8:30~17:15		いじめ・体罰等の人権問題について相談できます
児童相談所虐待対応ダイヤル	189(いちはやく)/ 24時間365日		虐待の疑いがある時などに、児童相談所に通告・相談できます
地域の警察署	鳥取県警察の警察署一覧		いじめ・犯罪等の被害に悩む子どもや家族が相談できる窓口です
チャイルドライン	0120-99-7777/16:00~21:00 (12/29~1/3除く)		電話・チャットで悩みを相談できる窓口です
いのちの電話	0120-783-556/毎日16:00~21:00 毎月10日8:00~翌日8:00 0570-783-556/毎日10:00~22:00		電話、メールで悩みを相談できる窓口です
よりそいホットライン	0120-279-338/24時間受付		相談員に電話・SNS等で悩みを相談できる窓口です
性犯罪被害相談電話	#8103(ハートさん)/ 24時間受付		各都道府県警察につながる性犯罪被害相談電話窓口です
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	#8891(はやくワンストップ)/ 24時間受付		性暴力被害者を支援する「ワンストップ支援センター」の窓口です
鳥取県ヤングケアラーLINE相談	24時間365日受付		ヤングケアラーや若者ケアラーの方などがより気軽にLINEで相談できる窓口です
鳥取県ひきこもりSNS(LINE)相談事業	月水金(祝日・年末年始を除く) 13:00~17:00(最終受付16:30)		ひきこもりに関する悩みをLINEで相談できる窓口です
とっとりSNS相談	毎週月水金、毎月第2及び第4土曜 17:00~21:00		いじめ、不登校、家庭での悩みや職場のハラスメントなど、どんな悩みでも専門の相談員が対応する窓口です
こどもいじめ人権相談	0857-29-2115/24時間受付		いじめの人権問題について相談できます。

子ども・若者に関する主な相談機関（相談内容別）

令和5年3月現在

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクシミリ番号
ニート	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501・0857-51-0502
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112・0858-24-6113
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951・03-6274-6975
	県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786・06-6341-3972
	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076・0858-72-1099
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060・0858-52-6465
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733・0859-44-1736
	ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	859-72-0065・0859-72-1371
ひきこもり	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322・0857-31-3958
	とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222(ファクシミリ兼) 0857-30-1201・0857-30-1202
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616(ファクシミリ未定)
	中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町	0858-23-3152・0858-23-4803
	西部総合事務所県民福祉局	米子市東福原	0859-38-2250・0859-34-1392
不登校	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322・0857-31-3958
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288	
高校中退	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322・0857-31-3958
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677・0857-30-4678
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678・0859-21-5679
	県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501・0857-51-0502
	県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112・0858-24-6113
	県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585・0859-21-4586
	県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395・0859-36-8609
	県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951・03-6274-6975
	県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786・06-6341-3972
	鳥取県ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060・0858-52-6465
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733・0859-44-1736	
ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	0859-72-0065・0859-72-1371	

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクシミリ番号	
ヤングケアラー	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034	
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025	
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367	
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621	
非行・問題行動	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-8718・0857-31-3958	
	鳥取市少年愛護センター	鳥取市幸町	0857-30-8426・0857-20-3954	
	倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217・0857-23-1213	
	米子市少年育成センター	米子市錦町	0859-23-5439・0859-23-5137	
	境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1091・0859-45-2847	
	東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574(ファクシミリなし)	
	東部少年サポートセンター中部分室	倉吉市駄経寺町	0858-22-1574(ファクシミリなし)	
	西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574(ファクシミリなし)	
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025	
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367	
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621	
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034	
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415	
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307	
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288	
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051	
	鳥取県警察総合相談室	鳥取市東町	#9110(プッシュ回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110(代表・ファクシミリ兼)	
	各警察署警察安全相談所			
		鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110(代表・ファクシミリ兼)
		郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110(代表・ファクシミリ兼)
	智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110(代表・ファクシミリ兼)	
	浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110(代表・ファクシミリ兼)	
	倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110(代表・ファクシミリ兼)	
	琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碓	0858-49-8110(代表・ファクシミリ兼)	
	米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110(代表・ファクシミリ兼)	
	境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110(代表・ファクシミリ兼)	
	黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110(代表・ファクシミリ兼)	
自死	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034	
	鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616(ファクシミリ未定)	
	中部総合事務所倉吉保健所	倉吉市東巖城町	0858-23-3921・0858-23-4803	
	西部総合事務所米子保健所	米子市東福原	0859-31-9310・0859-34-1392	
	鳥取いのちの電話	-	0857-21-4343(ファクシミリなし)	
障がい	『エール』 発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町	0858-22-7208・0858-22-7209	
	ペアレントメンター鳥取	鳥取市瓦町	0857-30-0670・0857-30-2785	
性的マイノリティ	鳥取県 LGBTQ 寄り添い電話相談窓口	-	0120-65-1010(ファクシミリなし) ※毎月第1・3水曜日18時～20時、 毎月第2・4土曜日15時～17時	
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-31-3956・0857-31-3958	
生活(日本での外国の方)	(公財) 鳥取県国際交流財団	鳥取市扇町	0857-51-1165・0857-51-1175	

子ども・若者に関する主な相談機関（相談機関別）

令和5年3月現在

名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号	相談区分									
			ニート	ひきこもり	不登校	高校中退	ヤングケアラー・若者ケアラー	非行・問題行動	自死	障がい	性的マイノリティ	外国の方(言語・生活)
□県立ハローワーク												
県立鳥取ハローワーク	鳥取市東品治町	0857-51-0501	○			○						
県立倉吉ハローワーク	倉吉市山根	0858-24-6112	○			○						
県立米子ハローワーク	米子市末広町	0859-21-4585	○			○						
県立境港ハローワーク	境港市上道町	0859-44-3395	○			○						
県立東京ハローワーク	東京都港区新橋	03-6280-6951	○			○						
県立関西ハローワーク	大阪市北区梅田	06-6346-1786	○			○						
□ハローワーク												
ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021	○			○						
ふるさとハローワーク八頭	八頭郡八頭町郡家	0858-76-7076	○			○						
ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609	○			○						
しごとプラザ琴浦	東伯郡琴浦町徳万	0858-53-6060	○			○						
ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911	○			○						
ふるさとハローワーク境港	境港市上道町	0859-44-1733	○			○						
ハローワーク根雨	日野郡日野町根雨	0859-72-0065	○			○						
□若者サポートステーション												
とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-30-4677	○			○						
よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-5678	○			○						
□その他の相談機関												
精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031		○		○		○	○			
いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2322		○	○	○						
		0857-31-3956		○	○	○					○	
		0857-28-8718					○					
とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222		○								
		0857-30-1201										
鳥取市保健所	鳥取市富安	0857-22-5616		○					○			
中部総合事務所県民福祉局	倉吉市東巖城町	0858-23-3147		○					○			
西部総合事務所県民福祉局	米子市東福原	0859-38-2250		○								
		0859-31-9310							○			
鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443		○	○			○				
『エール』発達障がい者支援センター	倉吉市みどり町	0858-22-7208								○		
ペアレントメンター鳥取	鳥取市瓦町	0857-30-0670								○		
鳥取いのちの電話	—	0857-21-4343							○			
(公財)鳥取県国際交流財団	鳥取市扇町	0857-51-1165										○

名 称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号	相談区分									
			ニート	ひきこもり	不登校	高校中退	ヤングケアラー・若者ケアラー	非行・問題行動	自死	障がい	性的マイノリティ	外国の方(言語・生活)

児童相談所

福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460			○		○	○						
倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152			○		○	○						
米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020			○		○	○						

児童家庭支援センター

子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153			○			○						
児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306			○			○						
児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085			○			○						

少年愛護・補導・育成センター

鳥取市少年愛護センター	鳥取市幸町	0857-30-8426						○						
倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217						○						
米子市少年育成センター	米子市錦町	0859-23-5439						○						
境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1091						○						

少年サポートセンター

東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574						○						
東部少年サポートセンター 中部分室	倉吉市駄経寺町	0858-22-1574						○						
西部少年サポートセンター	米子市糺町	0859-31-1574						○						

鳥取県警

鳥取県警察総合相談室	鳥取市東町	#9110(プッシュ 回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110						○						
------------	-------	---	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

各警察署警察安全相談所

鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110						○						
郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110						○						
智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110						○						
浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110						○						
倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110						○						
琴浦大山警察署	東伯郡琴浦町赤碕	0858-49-8110						○						
米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110						○						
境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110						○						
黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110						○						

とっとり若者自立応援プラン 改訂版

令和5年4月

鳥取県鳥取県子育て・人財局家庭支援課

〒680-8570

鳥取市東町一丁目220番地

電話 0857-26-7076

ファクシ 0857-26-7863



小さな支えが大きな安心
子育て王国 鳥取県